

資 料

ブラックストン『イングランド法釈義』第3巻附録の
試訳による紹介と解説

——ブラックストン『イングランド法釈義』
全訳作業ノートから(8)——

大 内 孝

はじめに

私は、ブラックストン『イングランド法釈義』(William Blackstone, Commentaries on the Laws of England, 1st ed., 1765-1769. 以下、ブラックストンの死(1780年)までの本人による諸版, ならびに彼の死後別の者によって編集された版を含みつつ, しかしブラックストンが書いた本文に対して縮約ないし改変がなされていない版を, 単に『釈義』という)を, おそらく我が国で初めて, 全訳して公表するための作業を数年来継続している(人的体制を含めた作業の全体像については別の機会に述べる予定)。

全4巻を第1巻から順に手がけているが, 先頃ようやく第3巻の第1訳がほぼ終了した。第1巻および第2巻の際は, 同巻の内容概観に代える形でブラックストン本人による『イングランド法分析(Analysis)』を紹介したが, 今回は第3巻末の「附録(appendix.)」を紹介したい。

『釈義』が持つ様々な法学史上の意義の一つに, これがイギリス本国で法実務家になることを目指すのでない初心者ないし素人向けに書かれた本であり, だからこそ他国特にアメリカ合衆国における法学習者に絶大な支持を得たことを挙げよう。かかる『釈義』がその本文と別立てで収めた「附録」は, 一面では『釈義』が初学者向けであることを裏から表わすものであり, 他面その

「初学者向け」に伴いがちな欠点を補わんとする工夫であると言える。

「私的権利侵害 (private wrongs)」を扱う第3巻に加えられた附録は、主として民事裁判に用いられる各種の令状 (writ) および訴訟記録 (record) 等の各ひな形によって構成される。[なお、第2巻の附録は、代表的な各種の不動産譲渡証書、裁判を擬制的に行うことによる和解譲渡 (fine)、および馴合不動産回復訴訟 (common recovery) の一連手続の各ひな形など；第4巻の附録は、謀殺・故殺に関する訴訟記録、死刑執行令状の各ひな形などで構成される。第1巻にこの種の附録はない。] この構成こそが、「附録」が持つ上に述べた両面の意味を端的に示している。というのも、イングランドにおける『釈義』以前の数世紀に渡る様々な法学・法学書は、法専門職向けの手続上の技術と知識を与えることに主眼が置かれ、したがって各種の令状や訴答 (pleading) の具体のあるべき形に関する解説がまさにその枢要であった。これこれの訴訟に成功するためには、どの具体の令状を用いいかなる言葉を連ねた訴答をいかなる順序で行うべきか、これが法専門職として身につけるべき必須の法知識・法技術であり、これを的確に整理し解説するのが『釈義』以前の法学・法学書の任務だとされたからである [とはいえ17, 18世紀にはこれに関する変化の徴候が『釈義』以前から現れてくるが、本稿は割愛する]。しかし、今や『釈義』の目的が、初心者ないし素人向けにイングランド法全体の大まかな見取図を示すことに向けられるならば、専門職向けの従来の教授法から離れ、技術や手続よりもむしろ法の実体面を重視しながら法の全体を描くことに力点が置かれることには十分な意味がある。その描き方として、『釈義』本文のほとんどが実体法の説明に割り当てられることになり、かつての法学書の本体であった具体の令状や訴答は「附録」に回ることになった。これが著者の意図と工夫の一つだったと推定して大過なからう。上に「『釈義』本体が初学者向けであることを裏から表わす」と述べた所以である。

他面、仮に『釈義』の叙述を実体法の説明文のみに限定するとすれば、「法

「律家たる職業の精髓そのもの」とさえ言われる令状・訴答の具体像にほとんど触れないことになり、いかに初心者向けの書物とはいえいささか物足りないあるいは均衡を失する叙述に留まることになろう。加えて、法律文書には、二重三重の回りくどさを持ちながらも特定の法的効果を得るためにはどうしても欠かすことができない独特の専門用語やその用法がある。その法的な意味や面白みを読者に解らせるためには、具体例から離れた本文での解説に留まらず、まさに令状や訴答の具体例そのものを示すことが適切である。上に「その「初学者向け」に伴いがちな欠点を補わんとする工夫である」と述べた所以である。

第3巻附録資料の第一を構成する《1》～《6》は、保有すべき不動産の権利を争う物的訴訟の中心的な訴訟方式であった権利令状 (*writ of right*) 《1》の訴訟、同訴訟の管轄権を封主の裁判所から州裁判所へ《2》、さらには国王裁判所の一つたる人民訴訟裁判所へと移す——古来かつ本来の封建領主の裁判権を国王裁判権が実質的に奪い、王国全体の共通の法すなわちコモン・ローを国王が成立させようとする歴史上の重要な契機——ための諸令状《3》《4》、ならびに同訴訟の当事者が審理方式として決闘審判を選んだ場合の訴訟記録《5》と、大アサイズを選んだ場合の訴訟記録《6》とから成る。

附録資料第二を構成する《7》～《10》は、不動産占有侵害訴訟 (*action of trespass in ejectment*) の訴訟開始令状《7》、同訴訟において仮装の占有侵害者 (*casual ejector*) を被告としてなされる原告第一訴答《8》、その仮装の被告から真の被告が代わって同訴訟を追行することを許可する裁判所の決定《9》、ならびにここまでの過程、巡回陪審裁判 (*nisi prius*) における陪審員選定手続、および原告勝訴の評決・判決が確定した後の判決執行令状としての土地占有回復令状 (*writ of possession*) を含む訴訟記録の全体《10》から成る。

附録第三を構成する《11》～《17》は、国王裁判所の一つたる人民訴訟裁判所において開始される金銭債務訴訟 (*action of debt*) の訴訟開始令状《11》、

同訴訟における被告召喚手続（process）に用いられる各種の令状とそれに対する各復命（return）の順を追った詳細《12》、金銭債務訴訟を人民訴訟裁判所ではなく王座裁判所が管轄しようとする場合の不可欠の手続である真実訴因文言（*ac etiam*）を含むミドルセクス訴状（bill of Middlesex）と逃亡者逮捕令状（*latitat*）《13》、同じく同訴訟を財務府裁判所が管轄しようとする場合のクオー-minus令状（*quo minus*）《14》、同訴訟の被告が逮捕収監された後の保釈・出廷保証にかかる諸証書《15》、同訴訟がいったん人民訴訟裁判所において判決された後に同判決が誤審であると主張されて王座裁判所に移送されるための誤審令状（writ of error）とその手続を含む訴訟記録の全体《16》、金銭債務の執行手続としての各種令状のひな形《17》から成る。

本稿の読者がイングランド法制史を少しでも学んだことがあるならば、上の概説に含まれる、権利令状の訴訟・決闘審判・大アサイズ・不動産占有侵害訴訟・仮装の占有侵害者・巡回陪審裁判・真実訴因文言・ミドルセクス訴状・逃亡者逮捕令状・クオー-minus令状・誤審令状などから、イングランド法の歴史的形成の局面や、擬制（fiction）を駆使して独特な形で変化し近代化に対応しようとする典型的な局面を思い起こすことができるだろう。しかし、そうでない読者に対して、本稿がただ資料を訳して提示しただけの漫然たる紹介を超える意味があることを表わそうとするならば、それぞれの資料について今少し解説を付す必要があろう。

本稿は、『釈義』自体の本文から、各資料に対応する最小限の説明を抽出し、その現時点での試訳を提示することで解説に代えることにした。この方法はかなり実験的であるし、ことによっては怠慢の誇りを免れぬかもしれない。しかし他面、元々「全訳作業ノート」の一環たる本稿は、250年以上も前の『釈義』を今あえて全訳しようとする我々の方針にそれなりの意義が存することの、確認作業でもある。無論、字数の制限をはじめとする諸々の制約があるから、この方法による解説文のみで各資料に対する十分な説明になっているとは私自身

が考えていない。また、令状や訴訟記録など独特の専門的文章である各資料を訳するには『釈義』の本文以上の難しさがああり、正直言って自信がない部分がある。これらの不足や不正確に関し、大方のご教示を期待したい。

試訳

凡例

- 以下、8ポ活字、字下げなしの形で掲げるのが、『釈義』第3巻附録本文全文の試訳（以下、資料試訳と言う）であり、9ポ活字、2字下げの形で掲げるのが、各資料に関する『釈義』本文による説明として訳者が抽出した部分の試訳である（以下、本文試訳と言う）。わずかにある原註は今回割愛した。
- 本文試訳は、資料試訳の各項目の直前に折り込み、その項目を本文試訳の冒頭部：（コロンの左側に示した。例えば《1》の本文試訳「権利令状： 単純封土権を権利主張する者は……」は、「権利令状」が当該の項目、「単純封土権を」以下が本文試訳の本体であり、その下に段を変えて資料試訳を続けた。これにより折々に挿入される本文試訳によって資料試訳が分断される形になったので留意されたい。
- 《4》末尾以降の資料試訳に含まれる【 】は、ブラックストーン自身が脇マージンの部分に書き加えた小見出しである。したがってこれが多くの場合に上述の「項目」に相当する。本稿はそれを試訳して【原告第一訴答（Count）】等として折り込んだ。
- 本文試訳・資料試訳ともに、大内の判断で、適宜（ ）で括って原語を示した。なお原文（本文・資料とも）は主としてラテン語の用語をイタリック体で示しているが、本稿では上の形で原語を示す部分にのみイタリックを用いた。
- 本文試訳・資料試訳ともに、……は大内の判断で一部省略したことを示す。なお資料は、文書の性質上、常套句や、先行の令状等の中の文言をほぼそのまま引用し繰り返す部分が非常に多く煩瑣である。しかし、この繰り返しなどがまさにこの種の文書の特徴でもあるので、本稿では重複や煩をいとわず基本的にそのまま訳出した。ただし、国王（ジョージ二世）の挨拶文の常套句である「神の恩寵により……………」

云々」だけは、最初を除き省略した。

- 本文試訳中に [] (ブラケット) で括って示す4桁数字は、当該の文が始まる『釈義』の巻・頁数を表わす。例えば [3193] は第3巻193頁, [3024] は第3巻24頁。また資料試訳中にも、その頁の区切り目を [3-i] や [3-xxiv] の形で示した。
- 資料試訳中にある、頁数以外の [] は、ブラックストン自身が具体の例によっては他の文言と置き換えられうる文言であることを示したものである。
- 本文試訳・資料試訳ともに、[] (キッコー) は大内がわかりやすさを考慮して原文に加えた補足である。

[3-i] 第3巻 附録

第一 開封権利令状に基づく訴訟手続

《1》第1節 自由不動産保有者裁判所における開封権利令状 (writ of right patent)

権利令状： 単純封土権を権利主張する者は、単純権利令状を得ることができる [3193]。権利令状は、土地がその者からのものとして保有される封主の自由不動産保有者裁判所に最初に提出されなければならない；この時の同令状は封をされていない開封令状である [3195]

神の恩寵により、グレート・ブリテン、フランス、およびアイルランドの国王にして、信仰擁護者たる、云々、ジョージ二世が、アピンドン伯ウィラビーに挨拶する。朕は汝に次のことを命ずる。エスクワイアたるウィリアム・ケントが、あらゆる奉仕に代えて年額1ペニーの自由な奉仕で汝からのものとして保有すると権利主張しており、しかもリチャード・アレンが彼から不法占有してしまった、ドーチェスター所在の1家屋敷と20エイカーの土地およびその付属物につき、汝は遅滞なくウィリアムに十分な正義を行え。しかして、もし汝がそうなきぬのならば、オクスフォードシャーのシェリフにこれをなさしめる。このことについて正義の欠如を訴えるこの不平を、朕がこれ以上聞かずに済むようにするためである。ウェストミンスターにおいて朕自らを証人として、治世第30年8月20日。

訴訟維持保証人, ジョン・ドゥー, リチャード・ロウ

《2》第2節 同上の訴訟を州裁判所に移送するための州裁判所移送令状 (writ of tolt) 州裁判所への移送令状・人民訴訟裁判所への移審令状： 開封権利令状そのものもまた、裁判に遅延もしくは瑕疵があるという一方当事者からの主張があれば、州裁判所移送令状によって〔自由不動産保有者裁判所から〕州裁判所へと、そこからさらに移審令状あるいは州裁判所記録移送令状によって国王裁判所へと、何時なりとも移送されることがある [3195]

エスクワイアにしてオクスフォードシャーのシェリフたるチャールズ・モートンが、我が主君たる国王の移動ベイリフにして本官自身の移動ベイリフたるジョン・ロングに挨拶する。エスクワイアたるウィリアム・ケント本人が本官の州裁判所に、すなわち……云々、我らが主君ジョージ二世の治世第30年9月6日にオクスフォードの州庁舎において開かれたる州裁判所に出頭してなした訴えにより、本官は以下のことを通知されている。ウィリアム自身により、アビンドン伯ウィラビーに次のことを命ずる我が主君たる国王の開封権利令状が当該ウィラビーに対して提起されたにもかかわらず [3-ii], すなわち上述本官の州内に在り、しかもリチャード・アレンがウィリアムから不法占有してしまった、ドーチェスター所在の1家屋敷と20エイカーの土地およびその付属物につき、ウィラビーは上述ウィリアムに十分な正義を行うべき旨を命ずる開封権利令状が当該ウィラビーに対して提起されたにもかかわらず；いまなお、上述アビンドン伯ウィラビーがこの地方の上述リチャード・アレンを最良にし、上述の令状の要求に従って十分な正義を施すことをこれまで遅滞せしめているがゆえに、本官は主君たる国王の側に立って汝〔移動ベイリフたるジョン・ロング〕に次のことを確実に実行すべく命ずる。汝は、汝自身が、前述したドーチェスター所在のアビンドン伯ウィラビーのもとに赴き、上述の令状によってウィリアム・ケントとリチャード・アレンとの間に存する訴えを引き取り、次に開かれる本官の州裁判所に持ち来たれ。また上述リチャード・アレンをして、オクスフォードの州庁舎にて来る10月4日月曜日に開かれることになっている本官の州裁判

所に出頭し上述ウィリアム・ケントの訴えについて答弁させるべく、善き召喚人によって召喚せよ。さらに汝は同日同所において上述の訴え、召喚人、およびこの命令書を提出せよ。オクスフォードの州庁舎における本官の州裁判所において、同上年9月5日、作成交付。

《3》第3節 同上の訴訟を人民訴訟裁判所に移送するための移審令状 (*writ of pone*)
 ……云々、ジョージ二世が、オクスフォードシャーのシェリフに挨拶する。朕の権利令状に基づいて汝の州裁判所に存する、原告ウィリアム・ケントと被告リチャード・アレンとの間における、ドーチェスター所在の1家屋敷と20エイカーの土地およびその付属物についての訴えを、上述のウィリアム・ケントの要請により、死者の日の翌日にウェストミンスターにおける朕の裁判官の面前に移審せよ(*put, pone*)；また上述リチャード・アレンをして同日同所において上述ウィリアム・ケントの訴えについて答弁させるべく、善き召喚人によって召喚せよ。さらに汝は同所において召喚人および本令状を提出せよ。ウェストミンスターにおいて朕自らを証人として、治世第30年9月10日。

《4》第4節 封主が裁判所を放棄したがゆえの (*quia Dominus remisit Curiam*)
 権利令状 (*writ of right*)

封主が裁判所を放棄したがゆえの権利令状： しかし封主が裁判所を持たない場合、あるいは彼の権利を放棄して彼の裁判所を放棄した場合は、権利令状が初めから下知令状の形で国王裁判所に提起されうる；この時の令状は、封主にではなくシェリフに宛てられる封緘権利令状である [3195]

……云々、ジョージ二世が、オクスフォードシャーのシェリフに挨拶する。ウィリアム・ケントが彼の権利であり法定相続産であると権利主張しており、しかもリチャード・アレンが彼から不当に不法占有してしまったと訴えている、ドーチェスター所在の1家屋敷と20エイカーの土地およびその付属物を、正当にかつ遅滞なくウィリアム・ケント

に引き渡すことを、汝はリチャード・アレンに下知せよ。しかしてリチャードが [3-iii] これをなさず、しかも上述のウィリアムがその権利主張のために訴訟の追行の保証を汝に提供するならば、なにゆえにそれをなさないでいるかを示させるために死者の日の翌日にウェストミンスターにおける朕の裁判官の面前に出頭すべく、上述リチャードを善き召喚人によって召喚せよ。さらに汝は同所において召喚人および本令状を提出せよ。ウェストミンスターにおいて朕自らを証人として、治世第30年8月20日。上述の封土の直屬封主たるアビンドン伯ウィラビーがこれにつき彼の裁判所を朕に放棄したがゆえに。訴訟維持保証人、ジョン・ドゥー、リチャード・ロウ

【シェリフの復命】本文中記名のリチャードのための召喚人、ジョン・デン、リチャード・フェン

《5》第5節 決闘審判の認許 (award of Battel) (の場合の) 訴訟記録 (record)

……云々、主君ジョージ二世の治世第30年の聖ミク拉斯開廷期に、ウェストミンスターにおける国王裁判所の裁判官たる騎士サー・ジョン・ウィルズおよびその同僚諸裁判官の面前での、ウェストミンスターにおける訴訟。

【訴訟案件 (writ)】 オクスフォードシャー、すなわち、エスクワイアたるウィリアム・ケントがその代訴人ジェイムズ・パーカーにより、ジェントルマンたるリチャード・アレンを相手取って、ドーチェスター所在の1家屋敷と20エイカーの土地およびその付属物がウィリアムの権利および法定相続産であると、主君たる国王の権利令状に基づいて要求する。【封主がその裁判所を放棄したがゆえの (*Dominus remisit curiam*)】その理由は、同封土の直屬封主たるアビンドン伯ウィラビーがこれにつき彼の裁判所を国王に放棄したがゆえである。

原告第一訴答： 原告は原告第一訴答において、彼の訴えの根拠を詳細に申述するのであるが：これは実のところ、彼の訴訟の基礎であるところの訴訟開始令状を、当該権利侵害が犯された時および所に関する付随状況を

付け加えて、敷衍した詳述であるにほかならない[3293]

【原告第一訴答（Count）】ここにおいてウィリアムが、グレート・ブリテンの先の国王ジョージ一世治下の平和時に、封土かつ権利として保有する彼の領地における上述の保有不動産をその付属物とともに、同上地からの【土地産出物（Esplees）】[地代・穀物・牧草にして10シリングを下らない] 価額の土地産出物を取得しつつ、ウィリアム自らが占有していたと陳述する。しかも彼の権利がかくのごとじであることにつき [原告証人および良き証拠] を提出する。

被告第一訴答：原告がその訴えを原告第一訴答で申述し終えらると、被告が合理的な期間内にその防御を行い被告第一訴答を提出することが義務づけられる；これをなさなければ、原告が直ちに、被告の懈怠つまり不答弁による勝訴判決を得ることになる [3296]

【被告第一訴答（Defence）】これに対し上述リチャード・アレンがその代訴人ピーター・ジョーンズにより出廷し、上述ウィリアム・ケントの権利および占有が、何時 [および何処のそれなるものについて] であろうと、[これに関係する] 全てを、[否認し防御すべきが] いかようにであろうと、特に上述の保有不動産およびその付属物 [すなわちドーチェスター所在の1家屋敷と20エイカーの土地およびその付属物] が [ウィリアムの] 封土かつ権利であることを、否認して防御する。

決闘審判：権利令状訴訟の被告が全面的否認訴答を、すなわち原告が回復せんとする権利よりも大きな権利を被告が保有する旨を訴答し；かつそのことを被告の代闘士の身体によって証明せんことを提案し、この争点の提出を原告が受諾したならば；初めに被告がその代闘士を提出しなければならず、代闘士は担保ないし誓約の代わりに手袋を投げ出して、原告の代闘士との決闘審判を行うことを誓約する；原告の代闘士はその誓約たる手袋を拾い上げ、挑戦を受けることを彼の側で誓約する [3338]

【決闘審判（Wager of Battel）】しかもこの防御を、リチャードは、当法廷に出席しておりその身体をもって同防御を行う用意があるジョージ・ラムボールドという名の自由

人の身体によって、すなわち [3-iv] いかなる仕方であろうと国王の裁判所がそのようにして防御すべしと考える方法で、行う用意がある。しかも、もしも何らかの災難が上述のジョージに降りかかることがあれば（神がかかる災難からお守りくださるうが）、リチャードは別の [この防御をすべきかつできる] 者によって同上の防御を行う用意がある。【原告第二訴答 (Replication)】次いで、上述ウィリアム・ケントが陳述するには、上述ウィリアムの権利および占有が、何時云々であろうと、全て云々を、いかように云々であろうと、特に上述の保有不動産およびその付属物が（ウィリアムの）封土かつ権利云々であることを、上述のリチャードが否認し防御するのは不当である。なぜならウィリアム自らが、グレート・ブリテンの先の国王ジョージ一世治下の平和時に、封土かつ権利として保有する彼の領地における上述の保有不動産をその付属物とともに、云々の価額の同上の土地産出物を取得しつつ、占有していたからであると陳述する。【決闘審判の合意 (Joinder of Battel)】しかも彼の権利がかくのごとしであることにつき、ウィリアムは、当法廷に出席しておりその身体をもって同証明を行う用意があるヘンリ・ブロットンという名の自由人の身体によって、すなわちいかなる仕方であろうと国王の裁判所がそのようにして証明すべしと考える方法で、証明する用意がある。しかも、もしも何らかの災難が上述のヘンリに降りかかることがあれば（神がかかる災難からお守りくださるうが）、ウィリアムは別の云々の者によって同上の証明を行う用意がある。ここにおいて、上述のジョージおよびヘンリに、決闘審判を行うことを先に誓約したとおりに行う用意があるか否かが尋ねられ；両者が用意があると述べる。【挑戦のしるし (Gage given)】かくして、当該ジョージ・ラムボールドが防御の担保を与え（手袋を投げ）、上述ヘンリ・ブロットンが証明の担保を与える（手袋を拾う）；かかる誓約が作法どおりに行われたならば、上述のウィリアム・ケントおよびリチャード・アレンに、この裁判において決闘審判が認許されるべきでない何らかの事柄を言うことができるかが尋ねられ；両者が言うことができないと述べる。【決闘審判の認許 (Award of Battel)】したがって、[当裁判所により] 熟考されるところによれば (it is considered)、これ云々について決闘審判が行われるべきである。【訴訟手続延期続行 (Continuance)】かくし

て上述のジョージ・ラムボールドが決闘審判の保証人を、すなわちポール・ジェンキンズおよびチャールズ・カーターを立て；上述のヘンリ・ブロートンもまた決闘審判の保証人を、すなわちリチャード・リードおよびサイモン・テイラーを立てる。それに引き続き、上述ウィリアム・ケントとリチャード・アレンとの双方に対して、ここで期日が、すなわち来る聖マルティヌスの祭日の翌日が、上述ウィリアム・ケントとリチャード・アレン双方の同意により指定される。かくして、両者のそれぞれがその時に、代闘士にふさわしい適格な武具を十分に装着させ、かつ上述の決闘審判を行う用意のあるそれぞれの代闘士をここに差し出すべきこと：ならびに代闘士の身体をそれまでの間に降りかかるかもしれない危難から安全に守るべきことが、命じられる。

代闘士： 民事訴訟において、当事者本人ではなく代闘士によって誓約を行わせる理由は、もしも訴訟の当事者が死亡すれば訴訟が却下されその時点で終結せざるをえないのだから；したがって仮に決闘審判の中で当事者本人の一方が殺害されたとすれば、問題の土地に関していかなる判決も下しえないことになるからである [3339]

【代闘士入来 (Champions appear)】 指定された日に、上述ウィリアム・ケントとリチャード・アレンとの双方が上述したそれぞれの代訴人によってここに来たる。また上述のジョージ・ラムボールド本人とヘンリ・ブロートン本人とがともに、代闘士にふさわしい適格な武具を十分に装着しかつ上述の決闘審判を先に誓約したとおりに行う用意をして、同じく来たる。【トシール広場への延会 (Adjournment of Tothill Field)】 ここにおいて、上述ウィリアム・ケントとリチャード・アレンとの双方に対し、ミドルセクス州ウェストミンスター市近郊のトシール広場に来たるべきさらなる期日が、すなわち上述ウィリアム・ケントとリチャード・アレンとの双方の合意により来たる聖母マリアの御清めの祝日の翌日が指定される。[3-v] さらにその両者のそれぞれが、上述の形に武装し上述の決闘審判を行う用意のあるそれぞれの代闘士を同日に彼の地に差し出すべきこと、ならびに代闘士の身体をそれまでの間に云々のことが命じられる。指定された日に、当地すなわち上述のトシール広場に、上述リチャード・アレンが上述の代訴人によって来た

り、また上述のジョージ・ラムボールド本人とヘンリ・ブロートン本人とがともに、代闘士にふさわしい適格な武具を十分に装着しかつ上述の決闘審判を先に誓約したとおりに行う用意をして、同じく来た。しかるに、上述ウィリアム・ケントは正式に召喚されたにもかかわらず来たらず、上述の令状の訴訟追行をもなさない。

訴え却下： 原告が、……訴訟のその後のいずれかの段階でコモン・ロー準則に反するその他の遅延ないし懈怠のゆえに有責とされる場合、原告はその救済の追求をそうすべきであるようには追行しなかったと判断され、これによって訴え却下もしくは訴訟不追行が登録される [3296]

憐憫罰： 原告が虚偽の権利主張を行った後に、その訴えをかくのごとく放棄したことについて（原告の虚偽主張のゆえに）、彼は被告に対して訴訟費用を支払わなければならないだけでなく、国王に対して憐憫罰の責任をも負わなければならない [3296]

【原告訴え却下 (Plaintiff nonsuit)】したがって、〔当裁判所により〕熟考されるところによれば、同上のウィリアムならびにその訴訟維持保証人すなわちジョン・ドゥーおよびリチャード・ロウは虚偽訴訟のゆえに憐憫罰が科されるべし (be in mercy), [被告である] 同上のリチャードはこの件につきこれ以上出廷に及ばず云々、【被告勝訴の終局判決 (Final Judgment for the Defendant)】さらに上述のリチャードは、上述ウィリアムおよびその法定相続人から免れて、上述の保有不動産をその付属物とともに彼およびその法定相続人に永久に保有されるべきものとして保有するべし。

《6》第6節 大アサイズによる審理〔の場合の訴訟記録〕

大アサイズ： ノルマン人の征服の後、ヘンリ二世が議会の同意を得て大アサイズを導入するまでは、決闘審判がこの権利令状訴訟上の唯一の判決であった；大アサイズは、決闘審判と競合的に置かれたある種の特殊な陪審審理であり；これによって前者か後者かの選択権が被告に与えられたのである [3341]

〔直上《5》の【土地産出物】までが同一で、ここから分かれる〕——【被告第一訴答 (Defence)】これに対し上述リチャード・アレンがその代訴人ピーター・ジョーンズにより出廷し、上述ウィリアム・ケントの権利および占有が、何時云々であろうと、全て云々を、いかように云々であろうと、特に上述の保有不動産およびその付属物云々が〔ウィリアムの〕封土かつ権利であることを、否認して防御する。【権利令状訴訟の争点 (Mise)】かくして、彼は主君たる国王の大アサイズに自らを委ね (puts himself upon the grand assise), 彼自身が上述の保有不動産をその付属物とともに現在彼がそれらを保有する保有者として彼およびその法定相続人が保有すべきより大きな権利を持つのか、あるいは上述のウィリアムが上に要求するごとく同保有不動産をその付属物とともに持つべきより大きな権利を持つのかの、認定 (recognition) が行われるよう懇請する。

【半マルクの提供 (Tender of the demi-mark)】ここでリチャードが、主君たる現国王云々のために6シリング8ペンス〔すなわち半マルク〕を法廷内で提供する。その理由はすなわち〔原告により主張される占有の〕時間に関して審問をしてもらうためである。これによって彼は、上述のウィリアム・ケントが、同人が先にその要求の中で主張したごとく、先述の国王ジョージ一世治下の平和時に、封土かつ権利として保有する彼の領地における上述の保有不動産をその付属物とともに占有していたのかどうかを、アサイズにより審問してもらうべく懇請する。

4 騎士の召喚・陪審の選出： 大アサイズ選出令状がシェリフに宛てられ、グランヴィルによって言及された仕方では4人の騎士を選出し、その4人が自分たちと共同すべき他の12人を選び出すべくシェリフに命ずる；……かくして、この者たちの全てが合わさって、大アサイズつまり大きな陪審を構成し、これが権利の問題を審理すべきものとされ、だからこれは16人の陪審員から成るものでなければならない [3351]

【4 騎士の召喚 (Summons of the knights)】それによってシェリフに次のことが命じられる。汝は、善き召喚人によって、汝の州から剣を帯びた法に適う4人の騎士を召喚し、来たる聖ヒラリウスの祝日の8日目に、上述のアサイズを選出せしめるためにこ

こに来さしめよ。同日が、上述ウィリアム・ケントとリチャード・アレンとの双方に対してもここ云々〔に来させるため〕に指定される。当日に、上述ウィリアム・ケントとリチャード・アレンとの双方がここに来る；【復命 (Return)】かくしてシェリフすなわち騎士サー・アダム・オールストンが今や以下を復命する、すなわちシェリフが、[3-vi] 彼のベイリフたるジョン・ドゥーおよびリチャード・ロウによって、彼の州から剣を帯びた法に適う4人の騎士たるチャールズ・スティーヴン、ランダル・ウィーラ、トゥビ・コックス、およびトマス・マンディを召喚させ、上述した聖ヒラリウスの祝日の8日目に、同上の令状が命じ求めるとおりになすべくここに来さしめた旨と；上述の召喚人および騎士らのそれぞれが、ジョン・デイおよびジェイムズ・フレッチャによって出廷の保証を受けている旨とを。ここにおいて、上述の州出身の剣を帯びた法に適う4人の騎士たる上述のチャールズ・スティーヴン、ランダル・ウィーラ、トゥビ・コックス、およびトマス・マンディが呼び入れられ、【陪審の選出 (Election of the Jury)】それぞれ本人が来たり、上述の両当事者の面前で各宣誓を行った上、彼ら自身およびその他の者たちから24人を選出する、すなわち上述の州出身の善きかつ法に適った人であり、かつ上述ウィリアム・ケントの血族でもリチャード・アレンの血族でもない〔チャールズ・スティーヴン、ランダル・ウィーラ、トゥビ・コックス、およびトマス・マンディを含む24人の氏名（チャールズ・スティーヴンら4人を除く20人のうち7人が騎士、残りの13人がジェントルマン）が列挙される〕をして、上述した大アサイズの認定を行わせるためである。それによってシェリフに次のことが命じられる。【陪審員召集令状 (Venire facias)】汝は、これらの者を、上述の認定を行わせるために、復活祭の日から15日のうちにここに来さしめよ。同日が、上述の両当事者に指定される。同日に、上述ウィリアム・ケントとリチャード・アレンの双方が上述したそれぞれの代訴人によってここに来たる。上に言及されるアサイズ裁判陪審員 (recognitor) たちが召喚されて来たり、その中の一定の者すなわち〔チャールズ・スティーヴン、ランダル・ウィーラ、トゥビ・コックス、およびトマス・マンディを含む16人の氏名（これら4人を除く12人のうち1人が騎士、残りの11人がジェントルマン）が列挙される〕が選出され、審問さ

れ、【陪審の宣誓（Jury sworn）】それぞれが宣誓し、以下を述べる。【原告勝訴の評決（Verdict for the Plaintiff）】上述のウィリアムが、彼が要求するごとく上述の保有不動産をその付属物とともに彼およびその法定相続人が保有すべく持つべき権利が、当該ウィリアムが上述の令状によって主張したとおり、上述のリチャード・アレンが現在同上物を保有するものとして保有すべき権利よりも大きいと。【判決（Judgment）】したがって、〔当裁判所により〕熟考されるところによれば、上述のウィリアム・ケントが上述リチャード・アレンから、上述の保有不動産をその付属物とともに、上述リチャード・アレンおよびその法定相続人から免れて、ウィリアムおよびその法定相続人が〔保有すべきものとして〕永久にその占有を回復するべし；上述のリチャード・アレンは憐憫罰を科されるべし、云々。

[3-vii] 第二 不動産占有侵害訴訟(action of trespass in ejectment)の訴訟手続——王座裁判所における訴訟開始令状による——

《7》第1節 訴訟開始令状

訴訟追行の保証を条件とする令状： 訴訟開始令状の今一つの種類が、訴訟追行保証を条件とする令状であるが、これは同令状中の文言、すなわち、原告がシェリフに原告の権利主張を追行するための効果的な保証をすることを条件に、被告に選択権を与えることなく出廷させるべくシェリフに命ずる文言から、このように呼ばれている [3274]

……云々、ジョージ二世が、パークシャーのシェリフに挨拶する。【訴訟追行の保証を条件とする令状（*si fecerit te securum*）】もしもリチャード・スマスが彼の権利主張のための訴訟の追行を汝に保証するならば、汝は最近までニューベリに所在のジェントルマンたるウィリアム・スタイルズを、その時イングランドのどこに居ようとも死者の日の翌日に朕の前に出頭し以下のことを示すように、担保と確実な保証人とを取って出廷保証させよ。すなわち、何ゆえにウィリアムは、エスクワイアたるジョン・ロジャースが上述のリチャードに対して未だ満了していない期間にわたる不動産賃借権の設定をし

たサットン所在の1家屋敷およびその付属物に、暴力を用いて立ち入り、また当該賃借不動産のリチャードの占有を侵害し、その他の非道な行為を彼になし、かくして多大な損害を当該リチャードに与えかつ朕の平和に違反したのかを、示すようにである。汝は保証人名とこの令状とをそこへ提出せよ。ウェストミンスターにおいて朕自らを証人として、治世第29年10月12日。

【シェリフの復命(sheriff's return)】訴訟維持保証人、ジョン・ドゥー、リチャード・ロウ
本文中記名のウィリアム・スタイルズの出廷保証をなす保証人、ジョン・デン、リチャード・フェン

《8》第2節 仮装の占有侵害者(casual ejector)を相手取る原告第一訴答の写し；
これについて仮装の占有侵害者が、占有する保有者〔たる実質上の被告〕になす通知

仮装の占有侵害者を相手取る不動産占有侵害訴訟：賃借人は、賃貸借契約の不履行を理由として賃貸人を相手取っての捺印契約訴訟を維持することはなお可能ではあるが、その定期不動産権そのものを回復することはいかなる方法によっても不可能だった。……賃借人は、彼を借地から占有侵害する形で犯された侵害にかかる損害賠償を賃借不動産占有侵害令状を用いて取ることができた以外には、侵害者に対して何らの救済方法も持っていなかった。しかし、コモン・ロー裁判所もまた、……定期不動産権〔そのもの〕を回復する判決と、それに基づく占有回復令状とを導入したのである。[3200] ……………この目的が達成されるための工夫をよりよく理解するためには、この救済方法が、元々は、定期賃借権の保有者が占有奪取の形で彼になされた権利侵害を回復する目的で提起される訴訟であったことを思い出さなければならない。したがって、この訴訟を、自由土地保有権の権原を審理するための方法に転換するためには、権利を主張する者が、

この占有奪取による権利侵害を受けうる資格者である定期賃借権者を設定することができる資格を得るために、その土地の占有を得ているということがまず必要である。……土地に立入りをなす権利を持つ者が、現保有者によって権利侵害的に妨げられている占有を得ようと決めたならば、彼は当該不動産の上に正式の立入りを（法的に許容されているとおりに）行う；そうすれば彼はその土の占有をそのような状態でしているのだから、彼はそこで、つまり当該土地の上で、何らかの第三者を賃借人として、定期賃借契約書に捺印しその者に交付する：かくして、このような形で彼に立入権を与えておいた上で、賃借人に当該不動産の占有を与えるという形をとる。[3201] ……………この権利侵害について、賃借人は……仮装の占有侵害者を被告として、彼の定期賃借権を回復し損害賠償を得るための不動産回復訴訟を起こす権利が与えられる。[3202] ……………この目的のために、訴訟手続の中で、定期の不動産賃借権が、権原を主張する者からこの訴訟を提起する原告に対して、例えばジョン・ロジャーズからリチャード・スミスへと設定された旨が陳述される；……さらに次の陳述がなされる；すなわち、賃借人たるスミスが〔当該不動産に〕立入りを行い；かつ仮装の占有侵害者と呼ばれる被告ウィリアム・スタイルズが原告から占有剥奪した；この占有剥奪について原告スミスがこの訴訟を提起したのだ、と [3203]

国王ジョージ二世治世第29年のミクルマス開廷期

バークシャー、すなわち、当該州内のニューベリに最近まで所在のジェントルマンたるウィリアム・スタイルズ〔=仮装の占有侵害者〕が、リチャード・スミスの次の原告第一訴答に答弁すべく出廷保証手続に付された。すなわち、何ゆえにウィリアムは、エスクワイアたるジョン・ロジャーズが当該リチャード・スミスに対して未だ満了していない期間にわたる不動産賃借権の設定をした、当該州内のサットン所在の1家屋敷およびその付属物に、暴力を用いて立ち入り、また当該賃借不動産のリチャードの占有を侵

害し、その他の権利侵害行為を彼になし、かくして多大な損害を当該リチャードに与えかつ主君たる国王云々の平和に違反したのかを、答弁すべくである。[3-viii]【原告第一訴答 (declaration)】ここにおいて当該リチャードがそのアトーンたるマーチンにより次のことを訴える。当該ジョン・ロジャースが主君たる現国王の治世第29年10月の初日に、当時過ぎたばかりの大天使ミカエルの祝日から直後に続き丸ごと完全に満了する5年の期間の終日まで、上述のサットンに現在所在する上述の保有不動産をその付属物とともに持ち保有すべく、当該リチャードおよびその譲受人に対して不動産賃借権者の設定をなし、その不動産賃借権に基づき当該リチャードが当該の保有不動産およびその付属物の上に立入りをなし、かつそれを占有した；しかるに、当該リチャードがそのようにその占有をなしていたにもかかわらず、当該ウィリアムがその後すなわち同上の29年10月の初日に、暴力を用いてすなわち剣・棒・小刀をもって、当該ジョン・ロジャースが当該リチャードに対して未だ満了していない上述の期間にわたる上述の形式の不動産賃借権の設定をした当該保有不動産およびその付属物の上に立ち入り、またリチャードの当該賃借不動産の占有を侵害し、その他の権利侵害行為を彼になし、かくして多大な損害を当該リチャードに与えかつ主君たる国王の平和に違反した；これにより当該リチャードは、彼が価額20ポンドの権利侵害および損害を被ったと陳述する。しかも彼は以上の点につき原告証人 (suit) 云々を提出する。

原告証人、マーチン、 被告証人、ピーターズ

訴訟維持保証人、ジョン・ドゥー、リチャード・ロウ

不動産回復訴訟の通知： しかしこの訴訟がこのような仮装の占有侵害者を相手方にして提起されるものであって、現に占有する保有者本人を相手取るのではない以上、裁判所は被告が防御する機会を全く持たぬままにその占有を失うことを許容しはしない。それがゆえに、次のことが確立された準則になっている。すなわち、いかなる原告も、(存在するのなら) 現に

占有する保有者に対して訴訟の通知を行い、その者が欲するのなら同人を被告にすることなしには、仮装の占有侵害者を相手方にして土地を回復するための不動産回復訴訟を進行することは許されない、と。[3202] ……………この訴訟が提起されかつ原告第一訴答の中で上述の訴えが十分に陳述されたなら直ちに、仮装の占有侵害者であり被告であるスタイルズが、同土地を占有する保有者・例えばジョージ・サンダースに書面の訴訟通知を送付し、リチャード・スミスによって訴訟が提起された旨を通知するとともに、原告第一訴答の写しをサンダースに送達する；被告はそれとともに、被告スタイルズが当該不動産に対して全く権原を持っておらず、したがって全く防御ができない旨をサンダースに納得させ；それゆえ保有者サンダースが出廷して自身の権原について防御すべき旨を助言する：サンダースがこれをしなければ、仮装の占有侵害者たるスタイルズが敗訴の判決を受けることになり；これによって現実の保有者たるサンダースが占有から排除されることを免れないことになるはずだ、と言うのである。もしも、現に占有する保有者サンダースが、この親切な忠告を受け取ったにもかかわらず、期限内に出廷してスタイルズに代わって被告の資格を認めてもらえるよう裁判所に申請しないのならば、サンダースは全く権利を持っていないのだとみなされる；したがって、仮装の占有侵害者たるスタイルズに対して下される敗訴判決によって、真の被告であるサンダースが、シェリフにより占有から排除されることになるというわけである [3203]

ジョージ・サンダース氏宛

【不動産回復訴訟の通知 (notice)】私が承知しているところでは、貴兄が、上の不動産回復訴訟の原告第一訴答の中で言及されている不動産にもしくはそのうちの一部に、占有を持っておりあるいはその権原を主張しているとの由であります；私はこの訴訟において仮装の占有侵害者 (casual ejector) として訴えられています、同上物に何らの権利主張も権原も有しておりませんゆえ、貴兄に次のことをご助言いたします。すなわち、

来たるヒラリ開廷期におけるウェストミンスター王座における国王陛下の裁判所に、同裁判所のいずれかのアトニーによって出廷し、その時その場所において、同裁判所によってなされる決定に従い、私に代わって貴兄ご自身を被告たらしめることを；さもなければ、私が敗訴の判決を受けてそれが登録されることになり、貴兄が占有から排除されることとなりますゆえ。

1756年1月5日

貴兄の親愛なる友、ウィリアム・スタイルズより

《9》 [3-ix] 第3節 裁判所の決定

裁判所の決定： 現に占有する保有者〔上例のサンダース〕が、自ら被告にされることを申請した場合、次の条件を満たせばそれが認められる；すなわち、彼が裁判所の決定に従って、原告の訴訟進行を続けるための4条件のうち3つを、事件の審理において訴訟上自白することである；すなわち賃貸人ロジャーズによる不動産賃借権の (lease) 設定、原告スミスの立入り (entry)、ならびにスタイルズに代わって今や被告にされているサンダース自身による占有剥奪 (ouster) である：これらは全て擬制なのだから、もしも被告が原告に証明させるように強いるならば、原告は当然に証拠欠如のゆえに訴え却下とされざるをえない；しかし、不動産賃借権・立入り・占有剥奪を上のごとく訴訟上の合意として自白させることによって、今や審理はもっぱら権原の (title) 実体にかかってくることになるわけである [3203]

国王ジョージ二世治世第29年のヒラリ開廷期

パークシャー、すなわち、両当事者およびそれぞれのアトニーの同意により、当裁判所より以下が命じられる。ジェントルマンたるジョージ・サンダースは、現被告ウィリアム・スタイルズに代わって被告になることができる、その際には直ちに原告の訴訟に出廷し、問題の保有不動産に対する侵害および不動産占有侵害 (trespass and ejectment)

に関する原告第一訴答を受け取り、直ちにそれに対して責任なしの答弁を行うべし：また争点の審理に当たっては、不動産賃借権（lease）、立入り（entry）、および占有剥奪（ouster）を自白し、ジョージ・サンダースの権原（title）のみを主張すべし。もしも、争点の審理に当たり、当該ジョージが不動産賃借権・立入り・および占有剥奪を自白せず、それがゆえに原告がその訴訟を進行することが不可能になるならば、この〔原告の〕訴訟不進行にかかる訴訟費用の算定は停止され、本決定の不遵守の形での不履行に対して主君たる国王の当裁判所によって算定され裁決されるものとして、当該ジョージが原告に対してこの訴訟費用を支払うべし；かつ〔自白しない場合の〕判決は、不履行により、現在の仮装の占有侵害者たる当該ウィリアム・スタイルズの敗訴として登録されるべし。さらに次のことが命じられる。同上の争点を審理して評決が被告の有利に下される場合、あるいは原告が上述した不動産賃借権・立入り・ないし占有剥奪を〔被告が〕自白しないことによるのでないその他の理由で原告の訴訟の進行をしない場合は、原告本人が訴訟費用を支払わないならば原告の賃貸人がこの訴訟費用を支払うべし。

当裁判所による決定

原告証人、マーチン、 被告証人、ピーターズ

《10》第4節 訴訟記録

……云々、ジョージ二世の治世第29年の聖ヒラリ開廷期中、ウェストミンスターにおける国王の面前での訴訟

パークシャー、すなわち、最近まで上述の州内サットンに所在のジェントルマンたるジョージ・サンダースが、リチャード・スミス次の訴えに答弁すべく出廷保証手続に付された。すなわち何ゆえに、ジョージは、エスクワイアたるジョン・ロジャースが当該リチャードに対して未だ満了していない期間にわたる不動産賃借権の設定をしたサットン所在の1家屋敷およびその付属物に、暴力を用いて立ち入り、また当該賃借不動産のリチャードの占有を侵害し、その他の権利侵害行為を彼になし、かくして多大な損害を当該リチャードに与えかつ主君たる現国王の平和に違反したのかを、答弁すべくで

ある。

〔不動産占有侵害訴訟の〕原告第一訴答： この目的のために、訴訟手続の中で、定期の不動産賃借権が、権原を主張する者からこの訴訟を提起する原告に対して、例えばジョン・ロジャーズからリチャード・スミスへと設定された旨が陳述される；……さらに次の陳述がなされる；すなわち、賃借人たるスミスが〔当該不動産に〕立入りを行い；かつ仮装の占有侵害者と呼ばれる被告ウィリアム・スタイルズが原告を占有剥奪した；この占有剥奪について原告スミスがこの訴訟を提起したのだ、と [3203]

[3-x] 【原告第一訴答 (declaration or count)】ここにおいて当該リチャードがそのアトニーたるロバート・マーチンによって次のことを訴える。上述のジョン・ロジャーズが主君たる現国王の治世第29年10月の初日に、当時過ぎたばかりの大天使ミカエルの祝日から直後に続き丸ごと完全に満了する5年の期間の終日まで、上述のサットンに現在所在する当該保有不動産をその付属物とともに持ち保有すべく当該リチャードおよびその譲受人に対して不動産賃借権者の設定をなし；その不動産賃借権に基づき当該リチャードが当該の保有不動産およびその付属物の上に立入りをなし、かつそれを占有した；しかるに、当該リチャードがそのようにその占有をなしていたにもかかわらず、当該ジョージがその後すなわち同上の29年10月の初日に、暴力を用いてすなわち剣・棒・小刀をもって、当該ジョン・ロジャーズが当該リチャードに対して未だ満了していない上述の期間にわたる上述の形式の不動産賃借権の設定をした当該保有不動産およびその付属物の上に立ち入り、また当該賃借不動産のリチャードの占有を侵害し、その他の権利侵害行為を彼になし、かくして多大な損害を当該リチャードに与えかつ主君たる国王の平和に違反した；これにより当該リチャードは、彼が価額20ポンドの権利侵害および損害を被ったと陳述する；しかも彼は以上の点につき原告証人〔および良き証拠〕を提出する。

被告第一訴答・責任なしの答弁： 完全な否認をしようという場合、被告は明確に全面的否認訴答をなす……すなわちアサイズ訴訟ならば権利侵害なし (nul tort) もしくは不動産占有侵奪なし (nul disseisin) の答弁、

侵害訴訟ならば責任なし (not guilty) の答弁……である [3309]

【被告第一訴答 (defence)】これに対し上述ジョージ・サンダースがそのアトニーたるチャールズ・ニューマンにより出廷し、何時 [および何処でであろうと] 暴力および権利侵害を否認し防御する；【責任なしの答弁 (plea not guilty)】かくしてサンダースは、当該リチャードがサンダースを相手取って上に訴えるのとは異なり、上述の侵害および不動産占有侵害に関し自らが全く責任なし (in no wise guilty) であると述べ；

争点決定： 事実に関する争点は、争われるのが法でなく事実のみである場合の争点である。対立当事者によって訴答された事実を否定するつまり否認訴答をする当事者が、「これが陪審により審理されるよう原告は懇請する」とか「かくしてこれにつき被告は自らを陪審審理に委ねる」の文言で争点を提出したならば、他方当事者が「該 A. B. は同じことを求める」と直ちに付言することができる。これらが行われたならば、争点が決定されたと言われ、両当事者は、訴訟の帰趨が、問題になっている事実の真偽に委ねられることに合意したことになる。かくして、この事実に関する争点は、大まかに言えば、裁判所の裁判官によってではなく、何か別の方法で決せられなければならない；その方法の主たるものが、地方住民 (country) , ……地方住民による (*per pais*)、すなわち陪審による方法である [3315]

【争点決定 (issue)】この問題につき自らを陪審審理に委ねる (put himself upon the country)：当該リチャードも同様に自らを陪審審理に委ねる。

陪審員召集令状： 争点が……決定合意されると、裁判所はその裁判所記録集に基づいて、シェリフに以下を命ずる陪審員召集令状 (writ of *venire facias*) を与える、すなわち「これこれの日に、汝の州の住民のうちから、その者たちによって事柄の真実をより良く知ることができる、12人の自由で法に適った人々を当地に来さしめよ。この者たちは、上述の両当事者間における争点の真実を認定するために、上述 A の血族であっても上述 B

の血族であってもならない」と。かかる令状がこのとおりにシェリフに宛てて発給されるのである [3352]

【陪審員召集令状の発令 (*venire awarded*)】したがって、[シェリフは] 聖母マリアの御清めの祝日の8日目に、[当該リチャードの血族でもなく当該ジョージの血族でもない] 者を、その者がその時にイングランドのどこに居ようとも、[当該ジョージが上述の侵害および不動産占有侵害について有責であるか否かを] 認定するために、主君たる国王の面前に来さしめよ、なぜなら [その間に争いが生じているところの当該ジョージと当該リチャードとがともに、自らの審理を当該の陪審に委ねている] からである。同じ日が当該の両当事者に指定される。

陪審員の欠席による延期・巡回陪審裁判文言： 現在の手続進行は、争点決定がなされたのと同じ開延期……の、最後の復命日に、シェリフをしてその陪審員召集令状に復命させるというやり方である。そこでシェリフが令状に添付された（小切れもしくは長方形の羊皮紙片である）陪審員候補者名簿の形で陪審員の名を復命する。この陪審は、その日には召集されず、したがって出廷しない。それがゆえに〔形式上は〕不可避免的に不出廷を犯すことになる。この不出廷を理由に、次に陪審員に対して強制的な訴訟手続上の令状が発せられる。……そこで裁判所記録集上の登録は次のごとくになる。「陪審員の不出廷のゆえ、陪審は次の開延期初日まで延期され、その時にウェストミンスターに出廷せしめる；ただしその時より前までに、……同州においてアサイズ裁判を受理すべく指名された我が主君たる国王の裁判官が、……アサイズ裁判を開くべく指定された場所に来なかったならばである」と [3353]

【陪審員の欠席による延期 (*respite for default of jurors*)】その後、陪審により延期されている当該当事者間の上述の訴えにかかる訴訟手続は、主君たる国王がその時イングランドのどこに居ようとも国王の面前において〔なされるべく〕、復活祭まであと15日となる日まで両当事者の間で延期される；【巡回陪審裁判文言 (*nisi prius*)】ただしそ

の時より前までに（unless……before that time）、つまり3月8日の月曜日までに、上述の州においてアサイズ裁判を受理すべく任命される主君たる国王の裁判官が、[上述のとおりに出頭すべく召集された] 陪審員たちの欠席のゆえ [の場合のために規定されている] 制定法の形式に従って、当該州のレディングに來なかつたならばである。同日に、ウェストミンスターにおける国王の面前に上述の両当事者が上述したそれぞれのアトニーによって來たり；また [上述の陪審がその面前に來るところの] 上述のアサイズ裁判官が、[3-xi] 彼らの面前で取られた記録を、ここに以下の文言で送付した、すなわち；【訴訟手続事後登録書（postea）】その後、同上に記載の日かつ場所において、[その場合のために規定されている] 制定法の形式に従ってパークシャー州においてアサイズ裁判を受理すべく任命される国王の裁判官たる、国王の財務府裁判所の裁判官であるエスクワイアたるヘンジ・レグ、および国王本人の面前で訴訟を扱うべく任命される国王の裁判官の1人である騎士サー・ジョン・アードリィ・ウィルモットの面前に、同上記名のリチャード・スミスと同じく記載のジョージ・サンダースとがともに、同上記載のそれぞれのアトニーによって來たる；またその言及が同上でなされているところの陪審の員が召集され、その中の一定の者すなわち、チャールズ・ホロウェイ、ジョン・フック、ピーター・グラハム、ヘンリ・コックス、ウィリアム・ブラウン、およびフランシス・オークリーが來たり、次いで陪審の宣誓をなす：同陪審のためのその他の員が出頭しなかつたがゆえに、

傍聴人からの陪審員候補者追加： 陪審員忌避あるいはその他の事由によって、異議を差しはさむ余地のない十分な数の陪審員が審理に出廷しない事態が生ずるのならば、いずれの側の当事者も陪審員候補者追加を懇請することができる。……アサイズ裁判ないし巡回陪審裁判においては、ヘンリ八世治世第35年法律第6号とその後いくつかの制定法により、裁判官はいずれかの当事者からの懇請があれば、傍聴人からの陪審員候補者追加令状（*tales de circumstantibus*）を付与する権限を与えられており、これにより法廷に居る人〔傍聴人〕から、その事件を審理すべく他の陪審員へ

の追加が行われることになる [3364]

【傍聴人からの陪審員候補者追加 (*tales de circumstantibus*)】当該リチャードの要請に応じ、そこに居合わせた者たち (*by-standers*) がシェリフによって選ばれて上述の裁判官衆の命令により新たに指名され、かかる場合のために作られ規定された制定法の形式に従って、それぞれの名が同上記載の陪審員候補者名簿に書き加えられる；このように新たに指名された当該陪審員すなわち、ロジャ・ベイコン、トマス・スモール、チャールズ・パイ、エドワード・ホーキンス、サミュエル・ロバーツ、およびダニエル・パーカーが、同様に呼ばれ、来たる；次いで、先に陪審員候補者名簿に載せられ・宣誓した上述の他の陪審員とともに、選出され、審理し、同上に記載された問題の真実を述べる旨の宣誓をなし、その宣誓に基づいて以下を述べる。

原告有利の評決： 陪審はこの評決で、当該争点を原告有利にあるいは被告有利に認定した旨を公に宣言する；原告有利にした場合は陪審がさらに、その訴訟が提起されたもとである権利侵害の結果原告が被った損害額の査定をも行う [3377]

【原告有利の評決 (*verdict for the plaintiff*)】すなわち、上述のジョージ・サンダースは、同上記載の侵害および不動産占有侵害につき、彼を相手取る上述のリチャード・スミスが同上で訴える態様および形式において、有責である；また、当該侵害および不動産占有侵害の折に被った当該リチャード・スミスの損害に、彼がそのために彼の訴訟に付随して12ペンスを負わされた彼の訴訟費用および負担を加えて：それらの訴訟費用および負担の合計を40シリングと査定する。ここにおいて当該リチャード・スミスがその上述のアトニーにより、上述の陪審員により上述の形で下された上述の評決に基づいて、当該ジョージ・サンダースを敗訴とする判決を懇請する：

判決阻止の申立て： 判決は、一定の事由により停止され、あるいは最終的に阻止されることがある：……当事者が判決の阻止もしくは停止をなすことで、その訴えを無効にすることがありうる [3387]

【判決阻止の申立て (*motion of arrest of judgment*)】しかるに当該ジョージ・サン

ダースがその上述のアトニーにより、当裁判所が当該評決に基づいて判決を下す手続に進むべきでない旨を述べ、上述の陪審員により上述の形で下された上述の評決に基づいて彼すなわち当該ジョージ・サンダースを敗訴とする判決は当該の評決が不十分かつ誤りがあるゆえに停止されるべき旨、同評決が破棄されるべき旨、ならびに上述の争点が新たに選任される別の陪審員によって新たに審理されるべき旨を、懇請する。【訴訟手続延期続行 (continuance)】かくして、主君たる国王の当裁判所が前記事項に関するこの判決の決定につき未だ熟考していないがゆえに、当該リチャード・スミスと当該ジョージ・サンダースとの双方に国王の面前で次の期日が指定され、キリスト昇天の日の翌日に、主君たる国王がイングランドのどこに居ようと、前記事項を土台とする当裁判所の判決を読み聞かせることとする。なんとすれば国王の当裁判所がこれにつき未だ熟慮していないがゆえである。[3-xii] その当日に、ウェストミンスターにおける主君たる国王の面前に上述の両当事者が上述のそれぞれのアトニーによって来たる：ここにおいて既に、上述の記録および係争事項が検分され、国王の当裁判所によって今や十分に理解され、前記事項が例外なしに全て吟味され、十分な熟慮がこれに尽くされた結果、【裁判所の意見 (opinion of the court)】今や当裁判所に明らかなのは、上述の評決は全く不十分でも誤りあるものでもなく、同評決が破棄されるべきでなく、また上述の争点に関して再審理が持たれるべきでないということである。

原告勝訴の判決・罰金未納者勾引令状： 判決が、……いずれかの手段によって阻止されないならば、この判決は裁判所記録集に正式訴訟記録として登録される。判決は、この記録中に書き込まれる記録事項に基づいて裁判所により宣告される判決の言渡しであり……法は両当事者によって承認されているが、事実が争われる場合の判決；陪審の評決に基づく判決がこれに当たる [3395] ……………終局判決は、訴訟をその時点で直ちに終結させる判決であり、原告がそれを求めて訴えたところの救済を得る権利を自ら勝ち得たか、あるいは勝ち得なかったかを宣告することによってこれを行う。この終局判決が原告勝訴のものである場合、次のことも〔判決の中

で) 熟慮される, すなわち, 被告がその当然の義務を履行して国王の令状に直ちに従うことをしなかった故意の裁判遅延に関して憐憫罰を受けるべきか; あるいは, 何らかの暴力的権利侵害の事案において国王に罰金を支払うべく勾引されるつまり罰金未納者勾引令状 (*capias pro fine*) に付されるかである [3398]

【原告勝訴の判決 (judgment for the plaintiff)】したがって, [当裁判所により] 熟考されるところによれば, 当該リチャードは当該ジョージから, 未だ期間が満了していない当該保有不動産をその付属物とともに回復すべし; また上述の形で当該陪審により査定された当該損害額, 【訴訟費用 (costs)】ならびに上述の訴訟費用および負担額を当該リチャードの同意を得て増額した27ポンド6 シリング8 ペンスが国王の当裁判所により当該リチャードに裁定され; その結果当該損害賠償額は全部を総計して29ポンド7 シリング8 ペンスになる。【罰金未納者勾引令状 (*capiatur pro fine*)】さらに, 当該ジョージを [彼がその罰金を国王に納付するまで] 勾引せよ。

土地占有回復令状: 以上が果たされたならば, 原告はその〔不動産賃借権たる〕定期不動産権と損害賠償を回復する判決を得ることができ; さらにその結果として土地占有回復令状 (*writ of possession*) を得ることができる。シェリフが, 定期間妨げられることのない平穏な占有を原告に引き渡すことによって, 同令状を執行するのである [3202]

【土地占有回復令状 (*writ of possession*)】すぐこれに続いて, 当該リチャードが上述のアトニーにより, 上述州のシェリフに宛てられる国王の令状を懇請する, すなわち, 上述の保有不動産およびその付属物に対する未だ期間が満了していない上述の定期賃借権の占有を, シェリフをしてリチャードに持たしめるための令状をである: かくしてこの令状がシェリフに発給され, 三位一体の祝日の翌日に, 国王がその時イングランドのどこに居ようと国王の面前に復命すべしとされる。【その復命 (return)】その当日に当該リチャードが上述のアトニーによりウェストミンスターにおける主君たる国王の面前に来たる; かくしてシェリフすなわち騎士サー・トマス・リーヴが今や以下を伝える,

すなわち、彼に宛てて命ぜられた上述の令状により、最近の6月9日に、命令のとおり、当該リチャードをして上述の保有不動産およびその付属物に対する未だ期間が満了していない上述の定期賃借権の占有を持たしめた旨である。

[3-xiii] 第三 人民訴訟裁判所における金銭債務訴訟の手續；誤審令状による王座裁判所への移送

《11》第1節 訴訟開始令状

下知令状： 訴訟開始令状は、選択的であるか、あるいは非選択的かである；これをわが法の言葉を用いて言えば、下知令状（*praecipe*）であるか、訴訟進行保証を条件とする（*si te fecirit securum*）令状であるか、ということになる。下知令状は、被告が要求されたことをなすか、さもなくば何ゆえそれをなさなかったかの理由を示すかを、選択的に命ずる令状である。この令状が用いられるのは、原告から求められた何か特定の事柄を遂行する権能が、被告自らの下にある場合であり；例えば、土地の占有の返還とか、確定額の金銭債務の支払とか、特定の捺印契約の履行とか、計算報告の提出などの事柄が、これに当たる；これら全ての場合に、訴訟開始令状が下知令状の形で、つまりこれこれをなすかさもなくばそれをなさぬ理由を示せと命ずる形で作成される；すなわち、被告に、権利侵害を矯正するか、あるいは訴訟を受けて立つかの、選択権を与えるのである [3274]

……云々、ジョージ二世が、オクスフォードシャーのシェリフに挨拶する。【下知令状（*praecipe*）】最近までバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングに、汝は次のことを下知せよ。ウィリアム・パートンの言によれば、チャールズが彼に債務負担をしながら不正に不法留置している200ポンドを、チャールズが正当にかつ遅滞なくウィリアムに返還することを。しかしてもしもチャールズがそれをなさず、かつ当該ウィリアムが彼の権利主張のための訴訟の進行を汝に保証するならば、汝は当該チャールズを、聖ヒラリウスの祝日の8日目に朕の裁判官衆の面前に出頭して何ゆえにこれを

なさぬのかを示すよう、善き召喚人(summoners)によって召喚せよ。また汝は召喚人とこの令状とをその時そこへ提出せよ。ウェストミンスターにおいて朕自らを証人として、治世第28年〔27年か〕12月24日。

【シェリフの復命(sheriff's return)】訴訟維持保証人, ジョン・ドゥー, リチャード・ロウ

本文中記名のチャールズ・ロングの召喚人, ロジャー・モリス, ヘンリ・ジョンソン

《12》第2節 被告召喚手続 (process)

出廷保証令状： 被告召喚手続……の第一歩が、被告召喚に従うよう被告に通知を与えることである。この通知は、物的訴訟にかかる全ての下知令状の上で、また平和侵害に及ばない権利侵害のための全ての人的な訴訟令状の上で、召喚の形で与えられる [3279] ; ……もしも被告がこの言葉による呼出しに服従しないならば、次の被告召喚手続が出廷保証令状 (writ of attachment) による召喚である。この令状は出廷保証令状 (pone) とも呼ばれるが、それは同令状の「被告 A.B.等を担保および出頭保証人により提出せよ (pone)」の文言から来ている。これは大法官府から発給されるのでなく、訴訟開始令状への復命として被告が出廷をしなかったことを根拠として人民訴訟裁判所から発給される令状である；この令状により、シェリフは、担保を取って、すなわちもしも被告が出廷しないならば没収されることになる一定の被告の動産を押えて被告を出廷保証に付すか、あるいは被告が不出頭の場合には憐憫罰を科される出頭保証人ないし保証人を被告に立てさせて被告を出廷保証に付すかを命ぜられる [3280]

【出廷保証令状 (attachment)】……云々、ジョージ二世が、オクスフォードシャーのシェリフに挨拶する。【出廷保証令状 (pone)】汝は、最近までバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングを、聖母マリアの御清めの祝日の8日目にウェ

ストミンスターにおける朕の裁判官衆の面前に出頭させ、ウィリアム・バートンの言によればチャールズが彼に債務負担をしながら不正に不法留置している200ポンドをチャールズが正当にかつ遅滞なくウィリアムに返還することを求める訴えに答弁させ；また何ゆえにチャールズが先に召喚されたとおりに聖ヒラリウスの祝日の8日目に朕の裁判官衆の面前に出頭しなかったのかを示させるべく、担保と確実な出頭保証人とを取って提出せよ。汝は出頭保証人の名とこの令状とをその時そこへ提出せよ。ウェストミンスターにおいて騎士サー・ジョン・ウィルズを証人として、朕の治世第28年1月23日。

【シェリフの復命】本文中記名のウィリアム・スタイルズの出廷保証をなす出頭保証人、エドワード・リー、ロバート・タナー

出廷強制差押令状： 被告がもしも出廷保証令状の後に出廷を怠るならば、彼はそれに付けた担保を没収されるのに加えて、さらに出廷強制差押令状（writ of distringas）によって、つまり無限定差押えによって出廷を強制される [3280]

[3-xiv] 【出廷強制差押令状 (*distringas*)】……云々、ジョージ二世が、オクスフォードシャーのシェリフに挨拶する。朕は汝に次のことを命ずる。最近までバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングの、汝の管轄区内に存する全ての土地および動産を差し押さえ、汝がこれに関する別命を朕から受け取るまでの間、彼ないし彼を通しての何者であれこれに手を触れえぬようにせよ；また同差押えの結果を朕に復命せよ；かくして汝はチャールズの身柄を、復活祭の日から15日後までにウェストミンスターにおける朕の裁判官衆の面前に提出し、ウィリアム・バートンの言によればチャールズが彼に債務負担をしながら不正に不法留置している200ポンドをチャールズが正当にかつ遅滞なくウィリアムに返還することを求める訴えに答弁させ、かつチャールズの多くの不履行に対する彼への判決を読み聞かせよ。ウェストミンスターにおいて騎士サー・ジョン・ウィルズを証人として、朕の治世第28年2月12日。

執行不能： 召喚されもしくは出廷保証手続に付された被告が欠席し出廷を怠るならば；あるいはシェリフが執行不能 (*nihil*) を復命する，つまり被告がそれにより召喚され・出廷保証に付され・出廷強制差押に付される何物をも持っていないと復命するならば；ここで通常発せられるのが勾引令状である [3282]

【シェリフの復命：執行不能 (*nihil*)】本文中に記名のチャールズ・ロングは，それをもって差し押さえる何物をも本官の管轄区内において所持せず。

応訴のための勾引令状： 暴力を伴う権利侵害の場合は，被告がここまでの出廷保証手続に応じて出廷することを拒むかあるいは出廷保証に付されるべき財産を持たぬときには，平和の破壊を罰した将来にわたって平和の攪乱を防止するため，法は被告の身柄を対象にする被告召喚手続をも用意していた；すなわち，応訴のための勾引令状 (*capias ad respondendum*) によって被告の身柄を収監する手続である [3281]

【応訴のための勾引令状 (*capias ad respondendum*)】……云々，ジョージ二世が，オクスフォードシャーのシェリフに挨拶する。朕は汝に次のことを命ずる。最近までパーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングを，汝の管轄区内で捜し出すことができたならば，逮捕し，しっかりと留置せよ。その目的は，ジェントルマンたるウィリアム・バートンの言によれば，チャールズが彼に債務負担をしながら不正に不法留置している200ポンドを彼に返還することを求める訴えにつきチャールズに答弁させるべく，復活祭の日から5週間後までにウェストミンスターにおける朕の裁判官衆の面前にチャールズの身柄を汝が提出するためである：なおこの件について汝は既にウェストミンスターにおける朕の裁判官衆宛に，当該チャールズはそれをもって差し押さえる何物をも汝の管轄区において所持していない旨を復命している。汝は同上の時および所に，この令状を提出せよ。ウェストミンスターにおいて騎士サー・ジョン・ウィルズを証人として，朕の治世第28年4月16日。

【シェリフの復命：所在不明 (*non est inventus*)】本文中に記名のチャールズ・ロングは、本官の管轄区内において発見されえず。

他地所在証明勾引令状： この種の勾引令状がシェリフに送達されると、シェリフはその補佐を通して従属する役人つまりベイリフに、被告に対して執行すべき逮捕令状を授与する。かくして、(権利侵害がその州の中で犯され、したがって訴訟がそこで提起されるものとみなされるところのオクスフォードシャーのシェリフが、その管轄区内において被告を発見することができない場合は、シェリフはその管轄区内で被告が発見されなかった旨の所在不明復命 (*non est inventus*) を行うことになる：これに基づいて、他地所在証明勾引令状 (*testatum capias*) と呼ばれる今一つの令状が、被告が居住すると考えられる州——例えばバークシャー——のシェリフに宛てて先の勾引令状を引用しつつ発給され、同シェリフの管轄内に被告が潜伏し逃げ回っていることが証明されている (*testatum est*) ので、それゆえ同シェリフが先の勾引令状の場合と同様に被告を逮捕せよ、と命じられるのである [3282]

【他地所在証明勾引令状 (*testatum capias*)】……云々、ジョージ二世が、バークシャーのシェリフに挨拶する。朕は汝に次のことを命ずる。最近までバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングを、汝の管轄区内で捜し出すことができたならば、逮捕し、しっかりと留置せよ。その目的は、ジェントルマンたるウィリアム・バートンの言によれば、チャールズが彼に債務負担をしながら不正に不法留置している200ポンドを彼に返還することを求める訴えにつきチャールズに答弁させるべく、三位一体の主日の翌日に、ウェストミンスターにおける朕の裁判官衆の面前にチャールズの身柄を汝が提出するためである：なおこの件について、オクスフォードシャーのシェリフは今を去るある日既に、ウェストミンスターにおける朕の裁判官衆に宛てて、上述のチャールズは彼の管轄区内において発見されえない旨を復命している [3-xv]；その結果、上述の

チャールズが汝の州に潜伏し放浪し逃げ回っていることが、朕の上述の裁判所で十分に証明された。汝は同上の時および所に、この令状を提出せよ。ウェストミンスターにおいて騎士サー・ジョン・ウィルズを証人として、朕の治世第28年5月7日。

【シェリフの復命：勾引済 (*cepi corpus*)】本官に宛てて命ぜられた本令状により、本官は本文中に記名のチャールズ・ロングの身柄を逮捕したり；本官は本令状により本官に命じられたままに、本文中に記載の日および所においてこれを提出する用意あり。

〔ブラックストン自身の解説文〕「または、第一の勾引令状に基づいて所在不明の復命がなされたならば、原告は第二令状および第三令状を申請し取得することができ、その後さらに法喪失宣告へと進める場合の手続は以下のごとし」

第二令状・第三令状・所在不明・法喪失付勾引令状・法喪失宣告： 被告が逃亡し、そこで原告が被告に対する法喪失宣告の手続を進めようとするならば、その場合は訴訟開始令状が規則どおりに申請取得されなければならず、またその後に勾引令状も同様にされなければならない。したがって、もしもシェリフが第一の勾引令状に基づいては被告を発見することができず、所在不明を復命したならば、先の勾引令状と同趣旨の第二令状 (*alias*) が発給され、その後第三令状 (*pluries*) が発給される……〔第二令状では〕「朕が先に命じたとおりに」が、〔第三令状では〕「朕がしばしば命じたとおりに」の語句が挿入される。かくして、それら全ての令状に対して所在不明が復命されたとすれば、そこで法喪失付勾引令状 (*exigi facias*) が申請され交付されうる。同令状は、シェリフに、被告をして出頭させるべく、州裁判所において5回続けて布告し要求し強制するよう求めるものであり；これに応じて被告が出頭すれば、勾引令状と同じくシェリフに被告を逮捕させる：しかし被告が出頭せず、第五法喪失付勾引手続済 (*quinto*)

exactus) が復命されたならば、被告は同州のコロナーによって法喪失宣告に付されなければならない [3283]

【第二令状 (*alias capias*)】「……云々、ジョージ二世が、オクスフォードシャーのシェリフに挨拶する。朕は朕が先に汝に命じたとおりに(as formerly we command you)汝に次のことを命ずる。最近までバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングを、汝の管轄区内で捜し出すことができたならば、逮捕し、しっかりと留置せよ。その目的は、ジェントルマンたるウィリアム・パートンの言によれば、チャールズが彼に債務負担をしながら不正に不法留置している200ポンドを彼に返還することを求める訴えにつきチャールズに答弁させるべく、三位一体の主日の翌日に、ウェストミンスターにおける朕の裁判官衆の面前にチャールズの身柄を汝が提出するためである。汝は同上の時および所に、この令状を提出せよ。ウェストミンスターにおいて騎士サー・ジョン・ウィルズを証人として、朕の治世第28年5月7日。」

【シェリフの復命：所在不明 (*non est inventus*)】「本文中に記名のチャールズ・ロングは、本官の管轄区内において発見されえず。」

【第三令状 (*pluries capias*)】「……云々、ジョージ二世が、オクスフォードシャーのシェリフに挨拶する。朕は朕が一度ならず汝に命じたとおりに (as we have more than once commanded you) 汝に次のことを命ずる。汝は、最近までバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングを、汝の管轄区内で捜し出すことができたならば、逮捕し、しっかりと留置せよ。その目的は、ジェントルマンたるウィリアム・パートンの言によれば、チャールズが彼に債務負担をしながら不正に不法留置している200ポンドを彼に返還することを求める訴えにつきチャールズに答弁させるべく、三位一体の主日から3週間後までに、ウェストミンスターにおける朕の裁判官衆の面前にチャールズの身柄を汝が提出するためである。汝は同上の時および所に、この令状を提出せよ。ウェストミンスターにおいて騎士サー・ジョン・ウィルズを証人として、朕の治世第28

年5月13日。』

【シェリフの復命：所在不明 (*non est inventus*)】「本文中に記名のチャールズ・ロングは、本官の管轄区内において発見されえず。」

[3-xvi] 【法喪失付勾引令状 (*exigi facias*)】「……云々、ジョージ二世が、オクスフォードシャーのシェリフに挨拶する。朕は汝に次のことを命ずる。汝は、最近までバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングをして、各州裁判所の開廷ごとに〔出頭すべく〕強制し、もしも彼が出頭しないならばイングランドの朕の王国の法と慣習法とに従い法喪失宣告に付せ。彼が出頭したならば、逮捕し、しっかりと留置せよ。その目的は、ジェントルマンたるウィリアム・パートンの言によれば、チャールズが彼に債務負担をしながら不正に不法留置している200ポンドを彼に返還することを求める訴えにつきチャールズに答弁させるべく、死者の日の翌日に、ウェストミンスターにおける朕の裁判官衆の面前にチャールズの身柄を汝が提出するためである。なおこの件について汝は既にウェストミンスターにおける朕の裁判官衆宛に、三位一体の主日から3週間後までにチャールズは汝の管轄区内において発見しえぬ旨を復命している。汝は上述の時および所に、この令状を提出せよ。ウェストミンスターにおいて騎士サー・ジョン・ウィルズを証人として、朕の治世第28年6月18日。」

【シェリフの復命：第一法喪失付勾引手続済 (*primo exactus*)】「本官に宛てて命じられた本令状に基づき、オクスフォード州オクスフォードにて本文中に記載の主君たる国王の治世第29年6月21日木曜日に開かれた本官の州裁判所において、同上に記名のチャールズ・ロングが第1回の強制を受けしが、チャールズは出頭せず：【第二法喪失付勾引手続済 (*secundo exactus*)】上述のオクスフォードにて同年7月24日木曜日に開かれた本官の州裁判所において、当該チャールズ・ロングが第2回の強制を受けしが、チャールズは出頭せず：【第三法喪失付勾引手続済 (*tertio exactus*)】上述のオクスフォード

にて同年8月21日木曜日に開かれた本官の州裁判所において、当該チャールズ・ロングが第3回の強制を受けしが、チャールズは出頭せず：【第四法喪失付勾引手続済 (*quarto exactus*)】上述のオクスフォードにて同年9月18日木曜日に開かれた本官の州裁判所において、当該チャールズ・ロングが第4回の強制を受けしが、チャールズは出頭せず：【第五法喪失付勾引手続済 (*quinto exactus*)】上述のオクスフォードにて同年10月16日木曜日に開かれた本官の州裁判所において、当該チャールズ・ロングが第5回の強制を受けしが、チャールズは出頭せず：【法喪失者宣告 (*ideo utlagatus*)】これによって当該チャールズ・ロングは、主君たる国王の上述州のコロナーの判決により、イングランド王国の法と慣習法とに従い、法喪失者であると宣告される。」

布告令状： 布告令状は、被告が居住する州のシェリフに命じて、法喪失宣告が実行されるより一月前に、最もよく知られかつ被告の認知するところとなりそうな場所において、法喪失付勾引令状に関する布告を3度行わせるものである。その法喪失宣告 (*outlawry*) とは、人を法の保護の外に置くことであり、その結果その者は権利侵害の救済を求めて訴訟を提起する能力がないことになり；さらにまた彼の全ての人的財産を国王に没収される効果も伴う [3284]

【布告令状 (*writ of proclamation*)】「……云々、ジョージ二世が、オクスフォードシャーのシェリフに挨拶する。朕は最近朕の令状によって汝に次のごとく命じた。すなわち、汝が、最近までバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングをして、各州裁判所の開廷ごとに〔出頭すべく〕強制し、もしも彼が出頭しなかったならばイングランドの朕の王国の法と慣習法とに従い法喪失宣告に付すべきこと： [3-xvii] 彼が出頭したならば、逮捕し、しっかりと留置すべきこと：その目的は、ジェントルマンたるウィリアム・バートンの言によれば、チャールズが彼に債務負担をしながら不正に不法留置している200ポンドを彼に返還することを求める訴えにつきチャールズに答弁させるべく、死者の日の翌日に、ウェストミンスターにおける朕の裁判官衆の面前にチャー

ルズの身柄を汝が提出するためであった。これにより、イングランドの亡き女王エリザベス陛下の治世第13年に作られ規定された制定法に基づき、朕は汝に次のことを命ずる。汝は同制定法の形式に従い、当該チャールズ・ロングに対して、各別の3日にわたって、彼が汝のもとに出頭すべき旨の布告をなせ；（そのうちの1回の布告は、チャールズが居住する教会区教会の最もよく使われる門戸にてもしくはその近辺にてなされなければならない）；その目的は、当該ウィリアム・バートンの上述の訴えにつきチャールズに答弁させるべく、上述の日にウェストミンスターにおける朕の裁判官衆の面前に汝がチャールズの身柄を提出するためである。汝は上述の時および所に、この令状を提出せよ。ウェストミンスターにおいて騎士サー・ジョン・ウィルズを証人として、朕の治世第28年6月18日。」

【シェリフの復命：布告済 (*proclamari feci*)】「本官に宛てて命じられた本令状に基づき、オクスフォード州オクスフォードにて本文中に記載の主君たる国王の治世第29年6月21日木曜日に開かれた本官の州裁判所において、本官は第1回の布告をなせり；上述のオクスフォードにて同年7月15日火曜日に開かれた一般四季治安裁判所において、本官は第2回の布告をなせり；本文記載のバーフォードの教会の最もよく使われる門戸にて同年8月3日日曜日の礼拝式の直後で、かつ本文中に記名のチャールズ・ロングが第5回の〔出頭の〕強制を受けるよりも少なくとも1月以前に、本官は第3回の布告をなせり；いずれの布告も、本官に命じられたとおり、当該チャールズ・ロングをして本官の前に出頭すべき旨の布告なり。」

法喪失者勾引令状： もしも被告が法喪失宣告の後に公の前に現れたならば、彼は法喪失者勾引令状 (*capias utlagatum*) によって逮捕され、同宣告が取り消されない限り収監される [3284]

【法喪失者勾引令状 (*capias utlagatum*)】「……ジョージ二世が、バークシャーのシェ

リフに挨拶する。朕は汝に次のことを命ずる。最近までオクスフォード州のバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングを、汝の管轄区内で捜し出すことができたならば、汝の州のいずれかの特権領を理由にして〔そこでの捜索・逮捕を〕省くことなく、汝はチャールズを逮捕せよ（チャールズは、上述のオクスフォードシャーのシェリフが次述の日の直後に来たる死者の日の翌日にウェストミンスターにおける朕の裁判官衆の面前に復命したところによれば、ジェントルマンたるウィリアム・バートンが起こした金銭債務を求める訴えに基づき、去る10月16日木曜日に当該オクスフォード州において法喪失宣告に付されている）；またチャールズをしっかりと留置せよ。その目的は、朕の裁判所がチャールズに関しこの点で熟考することをなし受けさせるために、聖マルティヌス祭の日から15日後までにウェストミンスターにおける朕の裁判官衆の面前にチャールズの身柄を汝が提出するためである。[3-xviii] ウェストミンスターにおいて騎士サー・ジョン・ウィルズを証人として、朕の治世第29年11月6日。』

【シェリフの復命：勾引済】「本官に宛てて命ぜられた本令状により、本官は本文中に記名のチャールズ・ロングの身柄を逮捕したり；本官は本令状により本官に命じられたままに、本文中に記載の日および所においてこれを提出する用意あり。」

《13》第3節 王座裁判所におけるミドルセクス訴状およびそれを土台とする逃亡者逮捕令状

ミドルセクス訴状： 王座裁判所で訴訟を開始するより一般的な方法は、訴訟開始令状によるのではなく、ミドルセクス訴状 (bill of Middlesex) と名付けられる特異な種類の訴訟手続によるものである；何ゆえにそのように名付けられているかという点、王座裁判所が現に置かれているのがミドルセクス州だからである [3285]

【侵害についてのミドルセクス訴状 (bill of Middlesex for trespass)】「ミドルセクスすなわち、〔ミドルセクスの〕シェリフが、最近までオクスフォード州のバーフォード

に所在のチャールズ・ロングを、彼の管轄区内で捜し出すことができたならば、逮捕し、しっかりと留置せよと命じられている。その目的は、ジェントルマンたるウィリアム・バートンの侵害 (trespass) の訴えについて…… [[と、さらにまた (and also)……] に続く]

金銭債務の真実訴因文言： ミドルセクス訴状が侵害訴訟に対するものとしてのみ構成されているので、民事上の契約違反のゆえをもっては被告が逮捕され出廷保証に付されることができなくなったからである。そこでこの不都合を矯正するために、王座裁判所の役人たちは、通常の侵害の訴状の中に真実訴因文言 (ac etiam) と呼ばれる語句を付け加えるというやり方を編み出した；つまり、ミドルセクス訴状が被告をして原告の訴えに答弁ために出廷すべく命ずるのは、侵害の訴えについてと、さらにまた (ac etiam) 金銭債務の訴状とについてだ、とした；侵害に関する訴えが王座裁判所に管轄権を与え、かつ金銭債務に関する訴えが逮捕の権限を与えるというわけである [3288]

【金銭債務の真実訴因文言 (ac etiam in debt)】 [と、さらにまた (and also), 主君たる国王の裁判所の慣習法に従い国王ご自身の面前に提出された、当該ウィリアムが当該チャールズに対して200ポンドの金銭債務 (debt) を訴求する訴状 (bill) について]；チャールズに答弁させるべく、復活祭の日から15日経った直後の水曜日に、ウェストミンスターにおける主君たる国王の面前にチャールズの身柄を提出するためである；さらに同シェリフは、上述の時および所にこの令状を提出すべき旨が命じられている。]

【シェリフの復命：所在不明】「本文中に記名のチャールズ・ロングは、本官の管轄区内において発見されえず。」

逃亡者逮捕令状： このミドルセクス訴状は、シェリフが同州内で被告を発見したならば、シェリフにより被告に送達されなければならない。しか

し、シェリフが [3286] 所在不明を復命したならば、その場合は逃亡者逮捕令状 (writ of latitat) が、他の州、例えばバークシャーのシェリフに宛てて発給される；これは人民訴訟裁判所における他地所在証明勾引令状に類する令状であり、ミドルセクス訴状およびそれに基づく手続の経過と、被告がバークシャー内を潜伏し逃げ回っている (*latitat et discurrit*) ことが証明された旨が説明される [3285]

【逃亡者逮捕令状 (*latitat*)】「……云々、ジョージ二世が、バークシャーのシェリフに挨拶する。朕は最近、ミドルセクスの朕のシェリフに対し、最近までバーフォードに所在のチャールズ・ロングを、彼の管轄区内で捜し出すことができたならば、逮捕し、しっかりと留置せよと命じた。その目的は、ジェントルマンたるウィリアム・バートンの侵害 (*trespass*) の訴えについて【真実訴因文言 (*ac etiam*)】 [と、さらにまた (*ac etiam, and also*), 主君たる国王の裁判所の慣習法に従い国王ご自身の面前に提出された、当該ウィリアムが当該チャールズに対して200ポンドの金銭債務 (*debt*) を訴求する訴状 (*bill*) について]；チャールズに答弁させるべく、今は過去となった一定の日に、ウェストミンスターにおける朕の面前にチャールズを出頭させるためであった；しかるに、ミドルセクスの朕のシェリフは当日に、上述のチャールズは彼の管轄区内で捜し出すことができなかったと復命した；その結果、朕の面前の朕の裁判所における当該ウィリアムのために、上述のチャールズが汝の州内に潜伏し逃げ回っている (*latitat, lurks and runs about*) ことが十分に証明された：それゆえ、朕は汝に次のことを命ずる。汝は、チャールズを汝の管轄区内で捜し出すことができたならば、逮捕し、しっかりと留置せよ。その目的は、復活祭から5週間経った直後の火曜日に、[3-xix] 上述ウィリアムの上述の訴え [と訴状] についてチャールズに答弁させるべく、ウェストミンスターにおける朕の面前にチャールズの身柄を汝が提出するためである；さらに汝は、上述の時および所にこの令状を提出せよ。ウェストミンスターにおいて騎士サー・ダドリー・ライダーを証人として、朕の治世第28年4月18日。』

【シェリフの復命：勾引済】「本官に宛てて命ぜられた本令状により、本官は本文中に記名のチャールズ・ロングの身柄を逮捕したり；本官は本令状により本官に命じられたままに、本文中に記載の日および所においてこれを提出する用意あり。」

《14》第4節 財務府裁判所のクオーミヌス (*quo minus*) 令状

財務府裁判所のクオーミヌス令状：財務府裁判所において、同裁判所に臣民間の訴えに対する管轄権を与えるための始審手続は、クオーミヌス令状 (*writ of quominus*) による。原告はこの令状の中で、己が国王からの借地人あるいは金銭債務者であることと、原告が訴える権利侵害を被告が犯したゆえに原告が国王に地代あるいは債務を支払うことがそれだけ不十分にしかできなくなった (*quo minus sufficiens existit*) 旨とを主張するのである。この令状に基づいて、被告は人民訴訟裁判所からの勾引令状によるのと同様に逮捕される [3286]

「……云々、ジョージ二世が、パークシャーのシェリフに挨拶する。朕は汝に次のことを命ずる。汝は、汝の州のいずれかの特権領を理由にして〔そこでの搜索・逮捕を〕省くことなくそこに立ち入り、最近までオクスフォード州のバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングを、汝の管轄区内のどこであろうと捜し出し、逮捕し、しっかりと留置せよ。その目的は、朕の債務者であるウィリアム・バートンにチャールズが債務負担をしながら不正に不法留置している200ポンドを返還することを求めるウィリアムの訴えにつきチャールズに答弁させるべく、三位一体の主日の翌日に、ウェストミンスターにおける朕の財務府裁判所の裁判官衆の面前にチャールズの身柄を汝が提出するためである。チャールズが同額を返還すべきであることを合理的に示すことができるというウィリアムの言によれば、それ〔上の債務負担および不法留置〕によって、ウィリアムが朕の当該財務府において朕に負っている金銭債務をそれだけ不十分にしか朕に弁済することができない (*the less able to satisfy us the debts*) というわけだからである：汝は、上述の時および所にこの令状を提出せよ。ウェストミンスターにおいて

騎士サー・トマス・パーカーを証人として、朕の治世第28年5月6日。」

【シェリフの復命：勾引済】「本官に宛てて命ぜられた本令状により、本官は本文中に記名のチャールズ・ロングの身柄を逮捕したり；本官は同上において本官に命じられたるままに、本文中に記載の裁判官衆の面前にこれを提出する用意あり。」

《15》第5節 被告の逮捕後の特別保釈保証人（special bail）——前掲の【他地所在証明勾引令状（*testatum capias*）】に続く手続

特別保釈保証人・出廷保証証書・訴訟保証人の誓約： 被告が法に則って逮捕されると、被告は確実に勾留されるべく監獄へ行かなければならないか；あるいはシェリフに対して訴訟（保釈）保証人（special bail）を立てるかをしなければならない。逮捕の目的は、令状の復命日に裁判所への出廷を強制するために留まるものであって、出廷というその目的は、シェリフが被告の身柄を勾留することによっても、あるいは被告の出廷のための確実な保証人を得ることによっても、等しく応えられるからである。……シェリフに対して保釈保証人を立てる方法は、令状復命日に被告の出廷を保証する保証証書を、1人以上の保釈保証人（先述した擬制出廷保証人の場合のごとき架空の人物でなく、現実の、確実な責任を負いうる保証人でなければならない）との間で締結し作成することによる；この保証証書が保釈保証証書（bail bond）と呼ばれる。[3290] ……訴訟保証人の数は少なくとも2名以上である必要があり、法廷内もしくは裁判官ないし受任官の面前で誓約（recognizance）を行わなければならない。この誓約に基づいて、保証人たちは共同してもしくは単独で、以下のことを確かに保証しなければならない。すなわち、被告が訴訟で有責判決を受けた場合に、被告が有責判決の中身および訴訟費用を支払うか被告自身が監獄に入るかを、または被告に代わって保証人が判決内容および訴訟費用を支払うかを

保証しなければならず：この誓約が、訴訟保証人誓約書 (bail piece) と呼ばれる羊皮紙片に書かれて裁判所に伝達される [3291]

【出廷保証証書 (bail bond, to the sheriff)】本書により以下のことを証する。我々すなわちオクスフォード州内バーフォードのジェントルマンたるチャールズ・ロング、同州内ピクスのヨーマンたるピーター・ハモンド、および同州内ウッドストックの旅館主たるエドワード・トムリンソンは、パークシャー州のシェリフであるエスクワイアたるクリストファー・ジョーンズに、同シェリフもしくはその一定の代理人・遺言執行者・遺産管理人・ないし譲受人に対してグレートブリテンの法定通貨で400ポンドを支払うことを、義務づけられ堅く約す；この支払いが十分にかつ正しくなされんがために、全額について責任を持つ我々自身および同じく我々の一人びとりと、我々のかつ我々一人びとりの各法定相続人、遺言執行者、および遺産管理人とが、[3-xx] 我々の印が捺された本書により、堅く約するものである。神の恩寵により、グレート・ブリテン、フランス、およびアイルランドの国王にして、信仰擁護者たる、云々の、我らが至上の主君たるジョージ二世の治世第28年にして主の年1755年の5月15日付。

本保証証書の条件は以下のごとし。すなわち、上に約したチャールズ・ロングが、ジェントルマンたるウィリアム・バートンが200ポンドの金銭債務を訴求する訴えについてウィリアムに答弁するべく、三位一体の主日の翌日にウェストミンスターにおける至上の主君たる国王の裁判官の面前にまさに出頭したならば、この保証証書は完全に無効であり、さもなくば完全に有効に存続するものとする。

ヘンリ・ショー、ティモニ・グリフィスの面前にて最初に適正に押印のうえ、捺印交付
チャールズ・ロング (捺印箇所)、ピーター・ハモンド (捺印箇所)、エドワード・トムリンソン (捺印箇所)

【受任官の面前での訴訟保証人の誓約 (recognizance of bail, before the commissioner)】
汝チャールズ・ロングは原告に対して400ポンドを、また汝ジョン・ローズおよびピーター・

ハモンドは同じく原告に対して一人宛200ポンドを、汝らそれぞれの動産ならびに土地および保有不動産の上に課されて負担することをまさに誓約すべし。その条件は、被告がこの訴訟で有責判決を受けたならば、被告がその有責判決の内容を支払うかあるいは被告自身が支払いに代わりフリート監獄に入るかであり；また被告がこのいずれをも怠るならば、汝ジョン・ローズおよびピーター・ハモンドが被告に代わりこれを確かに引き受けるかである。

ジョージ二世治世第28年のトリニティ開廷期

【訴訟保証人誓約書 (bail-piece)】バークシャー、すなわち、最近までオクスフォード州のバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングを、200ポンドの金銭債務を訴求するウィリアム・バートンの訴訟において〔逮捕し提出すべく〕、三位一体の主日の翌日に復命すべき他地所在証明勾引令状に基づき；

訴訟保証人は、オクスフォード州内ウィトニーのエスクワイアたるジョン・ローズ、ならびに同州内ピクスのヨーマンたるピーター・ハモンドであります。

被告側アトニー、リチャード・プライス

被告本人に対し400ポンド

訴訟保証人1人宛200ポンド

以上が、主の年1755年の5月28日に、本官の面前にて、条件付で確保され誓約されたり。

受任官の一、ロバート・グローヴ

[3-xxi] 《16》第6節 誤審令状による移送を伴う訴訟記録

誤審令状： 国王の記録裁判所において、誤った判決を是正する主たる手段が、上訴裁判所としてのいくつかの上位裁判所に向けられる誤審令状 (writ of error) による手段である。誤審令状は、記録裁判所の訴訟手続の中に何らかの過誤があったと推定される場合に認められる。……誤審令状が認められるのは、訴訟手続記録の文面上生ずる法律問題 (matter of

law) に関してに限られる；したがって、同令状を支持し立証するための証拠は必要とされていない [3405]

【誤審令状 (writ of error)】主君たる国王が、その信と愛とを置く騎士サー・ジョン・ウィルズに対し、以下の文言の封緘令状をもって命を下した：……云々、ジョージ二世が；朕の信と愛とを置く騎士サー・ジョン・ウィルズに挨拶する。ジェントルマンたるウィリアム・パートンと最近までオクスフォード州内バーフォードに所在のチャールズ・ロングとの間において、朕の令状に基づき当該ウィリアムが当該チャールズに対して訴求した200ポンドの金銭債務に関し、汝および汝の同僚たる〔人民訴訟〕裁判所裁判官衆の面前における朕の裁判所に存した訴えの、訴訟記録および訴訟手続上の令状に、さらにまた判決の申渡しに、当該ウィリアムの訴えから朕が知らされたところによれば、明白な誤りが介在しもってウィリアムに多大な損害もたらされたがゆえに：朕は、かかる誤りがあるとすれば、それが適正な方法で矯正され、それに代わって上述の当事者間に十分に迅速な正義が施されることを欲しつつ、汝に次のことを命ずる。汝は、その判決が既に下されているならば、上述の訴えにかかる訴訟記録および訴訟手続上の令状とそれに関係する全ての物とを、汝の捺印を付して、本令状とともに、紛れなく隠し立てせず送付せよ；その目的は、朕がイングランドのどこに居ようとも復活祭の日から15日以内にそれらを手にし：上述の訴訟記録および訴訟手続上の令状に検査を加えて、これに基づきかかる誤りを矯正するに当たっては、当然の義務としてかつイングランド王国の法と慣習法とに従ってなされるべきをなさんがためである。ウェストミンスターにおいて朕自らを証人として、治世第29年2月12日。

【首席裁判官の復命 (chief justice's return)】上の令状中に上のおりに言及がされているところの訴訟記録および訴訟手続上の令状の文言は、以下のとおりであります、すなわち：

【訴訟記録 (record)】 ……云々の、主君ジョージ二世の治世第28年の聖トリニティ開

廷期に、ウェストミンスターにおける国王裁判所の裁判官たる騎士サー・ジョン・ウィルズおよびその同僚諸裁判官の面前での、ウェストミンスターにおける訴訟。

【訴訟案件 (writ)】 オクスフォードシャー、すなわち、最近までオクスフォード州内のバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングが、同州内のヤートンに所在のジェントルマンたるウィリアム・バートン [の言によれば] チャールズが彼に債務負担をしながら不正に不法留置している200ポンドを返還することを求めるウィリアムの訴えにつき、ウィリアムに対して答弁するために召喚された。【捺印金銭債務証書に基づく原告第一訴答 (declaration, or count, on a bond)】 ここにおいて当該ウィリアムがそのアトニーたるトマス・ゴッフによって次のことを訴える。すなわち、主の年の1754年12月1日に、当州バンベリにおいて、当該チャールズが彼の捺印金銭債務証書 (writing obligatory) により, [3-xxii] 当該チャールズがこれにつき要求された後であれば何時なりとも、グレートブリテンの法定通貨で上述の200ポンドがウィリアムに支払われるべく、当該ウィリアムに対して義務を負いたることを自らまさに承認したのであるが；にもかかわらず当該チャールズは、(しばしば要求されたにかかわらず) 当該ウィリアムに同上の200ポンドをもそのいかなる一部をも支払うことなく、これまでのところ完全にこれを拒絶し、また同上の金銭を返還することを今なお拒絶しており；これにより、ウィリアムの言によれば、ウィリアムが権利侵害を被り、かつ価額10ポンドに相当する損害を受けた：それに関してウィリアムは原告証人 [と良き証拠] を提出する。

証書朗読の申立て： 被告は、それに基づいて訴訟が提起されたところの令状・捺印金銭債務証書・その他の捺印債務証書の、証書朗読 (oyer) を、すなわちそれらを朗読して被告に聴取させることを申し立てることができ
る [3299]

【裁判所に対する書証提出の申し出 (*profert in curia*)】 かくしてウィリアムは当裁判所に対して上述の捺印金銭債務証書を提出する；同証書は上述の形式における上述の金

銭債務を証するものであり；その日付は上に言及した年月日である。【被告第一訴答 (Defence)】これに対し上述チャールズ・ロングがそのアトニーたるリチャード・プライスにより出廷し、その暴力および権利侵害が何時 [および何処のそれなるものについて] であろうと否認して防衛し、【捺印契約証書およびその条件 (bond and condition) すなわち履行すべき仲裁判断(to perform an award)に関する証書朗読の申立て (oyer prayed)】当該捺印金銭債務証書の証書朗読を申し立て、[上述の形式の] それが彼に対して読み上げられる；またチャールズは同証書の条件の朗読をも申し立て、それが彼に対して以下の文言で読み上げられる；「本捺印金銭債務証書の条件は以下のごとし。上述のチャールズ・ロングおよびその法定相続人・遺言執行者・遺産管理人は、その各々が、同州内ウッドストックのデイヴィド・スタイルズ、および上述ウッドストックのジェントルマンたるヘンリ・ベイコン (これらの者は当該チャールズ・ロングと上述のウィリアム・バートンとの間により指名され選任された中立の立場の仲裁人であり、天地開闢以来その終焉の日までいかなる事由・原因・事柄に関してであれ当該両当事者の間に生じ・要求され・係争される、または生じ・要求され・係争される可能性があった、全てのまた全ての種類の訴訟・訴訟原因・訴え・金銭債務・義務・計算・計算報告・争訟・侵害・要求を、裁定し・仲裁し・指示し・命令し・判断し・決定し・裁決することができる者である) がなす、当該仲裁人衆がその署名捺印した書面である頭書の中でかさもなくば2人の信ずるに足る証人の面前での口述により、上の日付の直後に来る1月1日以前に作成し公にするところの、裁定・仲裁・指示・命令・判断・決定・および裁決を、今後その折ごとにかつ何時でも、十分かつ誠実に、従い・服し・遵守し・履行し・守るならば；当捺印金銭債務証書は完全に無効であるが、さもなくば、完全な効力を持って存続する」[という証書が朗読された]。

答弁期間付与： 被告は被告第一訴答を提出しなければならない。しかし、被告がこれをする前に、被告は一度の答弁期間付与 (imparlance) を、つまり延外交渉許可 (licentia loquendi) を求める権利を有しており、原告の同意があればさらに多くの許可を得ることができる；これは、被告が原

告と話し合うことによって、これ以上訴訟を進めることなく友好的に事柄を終結することができるかどうかを判断するための機会である [3298]

【答弁期間付与 (imparlance)】これが読み聞かせられた後に、当該チャールズが、これに関する答弁（猶予の）期間を、三位一体の主日の第8日まで付与せられんことを当法廷において懇請し；同許可がチャールズに譲与される。同日が当該ウィリアム・バートン云々に対してここで指定される。【訴訟手続続行 (continuance)】上記当日すなわち三位一体の主日の第8日に、当該ウィリアム・バートンとチャールズ・ロングとの双方が上述したそれぞれのアトニーによってここに来たる；ここにおいて当該ウィリアムは、彼の上述の訴訟および原告第一訴答に対し当該チャールズが答弁すべき旨を懇請する。

仲裁判断不存在の答弁・原告第二訴答： 原告第二訴答の二つ目の仕方が、被告の訴答と矛盾する新たな事柄を原告が訴答することである；例えば被告が仲裁判断不存在 (no award made) を答弁したのに対し、原告が現実の仲裁を示し、かつその違反を指摘する仕方での原告第二訴答がこれである [3309]

【被告第一訴答 (plea)：仲裁判断不存在の答弁 (no such award)】かくして上述のチャールズは、何時云々であろうと暴力および権利侵害を否認して防御し、また [3-xxiii] 当該ウィリアムがチャールズを相手取る彼の訴訟を行い維持すべきでない旨を陳述する；その理由としてチャールズが陳述するには、当該（捺印金銭債務証書の）条件の中で記名された仲裁人たるデイヴィッド・スタイルズおよびヘンリ・ベイコンは、当該条件の中で特定される頭書の中にもまた当該条件中で上に言及される1月1日以前にも、当該条件の形式および効力に従っては、そのような裁定・仲裁・指示・命令・判断・決定・裁決を何ら作成しなかったがゆえであると；またこのことをチャールズは証明する用意があると。【原告第二訴答 (replication)；仲裁判断の開陳 (setting forth an award)】これに対して上述のウィリアムは次のごとく陳述する。当該チャールズによりその被告第一訴答において上のおりに主張されたいかなる事柄を理由にしても、ウィリアムがチャールズを相手取るその訴訟を行うことを妨げられるべきでない；その理由としてウィ

リアムが陳述するには、当該捺印金銭債務証書の作成後かつ当該の1月1日より前、すなわち上述の年〔1754年〕の12月26日に、上述のバンベリにおいて、2人の信ずるに足る証人すなわち上述州内チャールベリのジョン・ドゥーおよびバークシャー州内ワイタムのリチャード・モリスの面前で、当該の仲裁人衆が、当該条件の中で特定される頭書の中に、上述の裁定・仲裁・指示・命令・判断・決定・裁決の負担を引き受け；かつその時その場所において、その仲裁条項を口述の形で、次の態様および方式において作成し公にした、すなわち；当該仲裁人衆は、当該チャールズ・ロングが当該ウィリアム・バートンに対し75ポンドを支払うべき旨、またこのことに関してその両者間で当該捺印金銭債務証書の作成時に存した全ての争いが最終的に終局し終結すべき旨を、まさに仲裁判断し・指示し・裁定した、と。当該ウィリアムがさらに陳述するには、彼がその後、すなわち主の年1755年の1月6日に、上述のバンベリにおいて、当該ウィリアムに当該75ポンドを支払うよう当該チャールズに対して要求したのであるが；

留保付答弁： 訴答において主張事実の複合 (duplicity) を避けなければならないことは前述した。……それを積極的に肯定するあるいは否定することが適切でも安全でもありえない事実を、黙示的に認諾することになるのを回避する仕方です。訴答することが、しばしば得策である。これを、留保付答弁 (protestation) と呼ばれるものによってなすことができる；これによって当事者が、上のような事実が存在するか存在しないかについては留保しつつ……、何らかの事実の間接的な主張あるいは間接的な否定をはさみ込み；同時の直接的な肯定あるいは直接的な否定を回避する、というものである [3311]

なお【留保付答弁 (*protestando*)】 (当該チャールズにより従われ・服され・遵守され・履行され・守られるべきであった当該仲裁条項の何らかの部分、当該チャールズが従い・服し・遵守し・履行し・守ることをしなかった〔か否かの〕点については答弁を留保して (by protestation)) さらなる訴答としてウィリアムが陳述するには、当該チャールズが当該75ポンドを当該ウィリアムに対して今のところ支払っておらず；このことを

ウィリアムが証明する用意があると。ここにおいてウィリアムが、彼の上述の金銭債権を〔被告による〕同債務の不法留置により生じた損害の賠償とともに、彼云々に対して〔支払われるべく〕裁定する判決を懇請する。

訴答不十分の抗弁〔法律効果不発生訴答〕：法律問題に関する争点決定が、法律効果不発生訴答（demurrer）と呼ばれる：この訴答は、事実上、対立当事者が陳述したとおり真実であることを承認するが；かかる事実の上に現れる法によっては、何らかの権利侵害が原告に対してなされたとは言えないと否定する、あるいは被告が適法な免責事由を提出したとは言えないと否定する訴答である。……………この法律効果不発生訴答の形は、原告第一訴答ないし被告第一訴答または原告第二訴答ないし被告第二訴答が、訴えあるいは防御を維持するには法的に不十分だと論じ；それゆえ主張された十分な実体（matter）が欠如していることを理由とする判決を請うことによってなされる [3314]

【訴答不十分の抗弁（demurrer）】これに対し上述のチャールズは次のとおりに陳述する。当該ウィリアムによりその原告第二訴答でなされた上述の方法および形式による上述の原告訴答ならびに同上に含まれる実体（matter）は、当該ウィリアムが当該チャールズを相手取って上述の訴訟を行い維持せんとするためには、法的に全く不十分である；かかる訴訟に対して、当該チャールズはいかなる方法においても答弁する必要がなく、また国法により義務づけられていない [3-xxiv]；このことをチャールズは証明する用意があると。そのゆえに、この点で十分な原告第二訴答が欠如することを理由にして、当該チャールズは上述と同様に、上述のウィリアムがチャールズ云々を相手取って訴訟を行うことから排除されるべき旨の判決を懇請する。【訴答不十分の抗弁の理由（causes of demurrer）】さらに当該チャールズは、この場合のために作られ規定された制定法〔エリザベス治世第27年法律第5号およびアン治世第4、5年法律第16号〕の形式に従い、当裁判所に対して訴答不十分の抗弁の理由を以下のとおりに示す；すなわち、上述の原告第二訴答によっては、当該仲裁人衆が当該条件の形式および効果に従ってなすべきで

あったとおり2人の信ずるに足る証人の面前で当該1月1日以前に同上の仲裁条項を作成したことが明らかにされていない；したがって上述の原告第二訴答は不明確であり不十分でありかつ方式が欠如している、と。

訴答不十分の抗弁による争点の決定： 対立当事者は自らの訴答がいずれも十分であると主張するのであるが、これが訴答不十分の抗弁〔法律効果不発生訴答〕による争点の決定 (joinder in demurrer) と呼ばれる；これで両当事者は法律問題を争点にしたわけである [3315]

【訴答不十分の抗弁による争点の決定 (joinder in demurrer)】これに対して当該ウィリアムは、当該ウィリアムによりその原告第二訴答でなされた上述の方法および形式による上述の原告訴答ならびに同上に含まれる実体は、当該ウィリアムが当該チャールズを相手取って上述の訴訟を行い維持せんとするために法的に完全に十分であり；同訴答ならびに同上に含まれる実体を、当該ウィリアムは裁判所が裁定するとおりにこれを証明し立証する用意がある；したがって、当該チャールズが同訴答に対して答弁せずまた現在までいかなる仕方でもこれを否認していないのであるがゆえに、当該ウィリアムは先に懇請したと同じく、彼の上述の金銭債権を〔被告による〕同債務の不法留置により生じた損害の賠償とともに、彼云々に対して〔支払われるべく〕裁定する判決を懇請する。

訴訟手続延期続行： 事実問題ないし法律問題の争点が決定された後、……事件の緊要度が必要とするのに応じてその時時に当事者を出廷させるため、その期日が繰り返し指定され記録に登録されることがある。この期日を指定することが訴訟手続延期続行 (continuance) と呼ばれる。これにより訴訟手続が一つの継続審理から次の継続審理へと間断することなく延期続行されることからこう呼ばれるのである [3316]

【訴訟手続延期続行 (continuances)】当裁判所の裁判官衆が判決を下す前に土台にする前記諸事項に関して熟考しようとするがゆえに、ここにおいて上述の両当事者に対して、彼らの判決を読み聞かせるための期日が、死者の日の翌日に指定される。なんと

れば当該裁判官衆がこれにつき未だ熟考していないがゆえである。その当日に、当該チャールズ・ロングとウィリアム・バートンとの双方が上述したそれぞれのアトニーによってここに来たる；しかして、当裁判所の裁判官衆が判決を下す前に土台にする前記諸事項に関してさらに熟考しようとするがゆえに、ここにおいて上述の両当事者に対してさらに、彼らの判決を読み聞かせるための期日が、聖ヒラリウスの祝日の8日目に指定される。なんととなれば当該裁判官衆がこれにつき未だ熟考していないがゆえである。その当日に、当該チャールズ・ロングとウィリアム・バートンとの双方が上述したそれぞれのアトニーによってここに来たる。【裁判所の意見 (opinion of the court)】上述の記録および実体が検分され、当法廷の裁判官衆によって十分に理解され、前記諸事項が例外なしに全て精査され、これに対して熟慮が加えられたがゆえに；当法廷の裁判官衆に明らかなのは、【不十分なる原告第二訴答 (replication insufficient)】当該ウィリアム・バートンによりその原告第二訴答でなされた上述の原告訴答ならびに同上に含まれる実体は、当該ウィリアムが当該チャールズを相手取って上述の訴訟を行い維持せんとするためには、法的に十分でない；したがって、〔当裁判所により〕熟考されることによれば、上述のウィリアムはその上述の令状によっては何ものも得ることなく、彼の訴訟維持保証人、すなわちジョン・ドゥーとリチャード・ロウとは、虚偽訴訟のゆえに憐憫罰が科されるべし；同上のチャールズはこの件につきこれ以上出廷に及ばず云々。

[3-xxv] その後、すなわち上と同一開延期内の復活祭から15日後の水曜日に、上述のウィリアム・バートンがそのアトニーたるピーター・マナリングによってウェストミンスターにおける主君たる国王の面前〔すなわち王座裁判所〕に来たり、次のとおり陳述する。【誤審申立理由の特定 (general error assigned)】上述の訴訟記録および訴訟手続上の令状に、さらにまた上述の判決の申渡しに、以下の明白な誤りが存する；すなわち、当該チャールズを勝訴とし上述ウィリアムを敗訴とした上述の形で下された上述の判決は、国法によるならば当該ウィリアム・バートンを勝訴とし当該チャールズ・ロングを敗訴として下されるべき判決であり；このことを彼は証明する用意がある、と。【誤審審理告知令状 (writ of scire facias to hear errors)】かくして当該ウィリアム

が、当該チャールズをして主君たる国王の面前にて上述の訴訟記録および訴訟手続上の令状を聞かせるべき審理予定の通告をするための国王の令状を懇請し：同令状がウィリアムに譲与される：これにより上述のシェリフが、その管轄区内の善き法に適った人により、上述のチャールズ・ロングをして次のことを知らしめるよう命ぜられる。チャールズは、その時イングランド内のどこに居ようとも、復活祭の日から5週間以内に、主君たる国王の面前にて、上述の訴訟記録および訴訟手続上の令状を〔その中に何らかの誤りが差し挟まれているようなことがあるとすれば〕聞き知り；さらに〔国王の裁判所がこれに代わって熟慮する事柄をなしました受け取る〕べし、と。同上の日が上述のウィリアム・バートンにも指定される。【シェリフの復命：告知済 (*scire feci*)】その当日に、上述のウィリアム・バートンがその上述のアトーニによりウェストミンスターにおける主君たる国王の面前に来たる：シェリフが復命す。すなわち彼に宛てて命ぜられた上述の令状に基づき、同令状によって命ぜられたとおりに、同令状に記載の上述の時に主君たる国王の面前に居るべき旨を、善きジョン・デン、リチャード・フェン、云々により当該チャールズ・ロングをして知らしめたり：当該チャールズ・ロングが、このために彼に与えられたる審理予定通告に従い、彼のアトーニたるトマス・ウェップによってここに来たる。【誤審申立理由の再特定 (*error assigned afresh*)】ここにおいて当該ウィリアムが次のとおりに陳述する。上述の訴訟記録および訴訟手続上の令状に、さらにまた上述の判決の申渡しに、彼が主張する上述の誤りが彼により主張された形において存するがゆえに、明白に誤りが存すると。したがってウィリアムは、上述の判決が、上述の訴訟記録および訴訟手続上の令状中の上述の誤りその他のゆえに、破棄され・無効化され・完全に無意味化されることと、また当該チャールズが上述の誤りに対して被告第二答をなし、国王の当裁判所が上述の訴訟記録および訴訟手続上の令状とともに誤審理由が特定された上述の実体についての審理に進むべきこととを、懇請する。【被告第二答：誤審なし (*rejoinder; in nullo est erratum*)】これに対して当該チャールズが次のとおりに陳述する。上述の訴訟記録および訴訟手続上の令状にも、また上述の判決の申渡しにも、何らの誤りも存しない：したがってチャールズは、〔ウィリアムと〕

同様に、国王の当裁判所が上述の訴訟記録および訴訟手続上の令状とともに誤審理由が特定された上述の実体についての審理に進むべきことを、懇請する。【訴訟手続延期続行】国王の当裁判所が前記諸事項を土台としていかなる判決を下すべきかを未だ熟考していないがゆえに、上述の両当事者に対して [3-xxvi] 三位一体の祝日の翌日に期日が指定され、その時イングランドのどこに居ようとも主君たる国王の面前に來たり、前記諸事項を土台とする当裁判所の判決を読み聞かせることとする。なんとすれば国王の当裁判所がこれにつき未だ熟考していないがゆえである。その当日に、上述の両当事者がそれぞれ上述のアトニーによってウェストミンスターにおける主君たる国王の面前に來たる：【裁判所の意見】ここにおいて、上述の訴訟記録および訴訟手続上の令状ならびにそれを土台として下された判決と、また当該ウィリアムにより上のとおりに誤りが特定された上述の実体とが、検分され、国王の当裁判所によって十分に理解され、これに対して熟慮が加えられたがゆえに、国王の当裁判所に明らかなのは、上述の訴訟記録および訴訟手続上の令状に、また下された上述の判決に、明白な誤りが存することであり、【人民訴訟裁判所の判決が破棄される (judgment of the common pleas reversed)】(当裁判所により) 熟考されるころによれば、上述の判決は、上述の訴訟記録および訴訟手続上の令状中の上述の誤りその他のゆえに、破棄され・無効化され・完全に無意味化されるべし；【原告勝訴の判決 (judgment for the plaintiff)】したがって上述のウィリアムは、上述のチャールズから上述の金銭債権を取り戻し、同債務の不法留置により生じてウィリアムが被った50ポンドの損害賠償と、【訴訟費用 (costs)】ウィリアムが自らのために起こした訴訟に費やされた、国王の当裁判所がウィリアムの同意を得て裁定したところの訴訟費用および負担額とを、取り戻すべし。【被告の憐憫罰 (defendant amerces)】当該チャールズは憐憫罰を科されるべし。

《17》第7節 執行手続

弁済のための勾引令状： 5種類の執行のうちの第一が、弁済のための勾引令状である；……この令状の目的は、債務者の身柄を、金銭債務・訴訟

費用・および損害賠償の弁済がなされるまでの間、拘束することである
[3414]

……云々、ジョージ二世が、オクスフォードシャーのシェリフに挨拶する。【弁済のための勾引令状 (*writ of capias ad satisfaciendum*)】朕は汝に次のことを命ずる。汝は、最近までバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングを、汝の管轄区内で捜し出すことができたならば、逮捕し、しっかりと留置せよ。その目的は、汝が三位一体の祝日から3週間以内に、その時朕がイングランドのどこに居ようとも、朕の面前にチャールズの身柄を提出し、当該チャールズ・ロングが訴訟記録から朕に明らかなおりに敗訴判決を受けたところの、ウィリアム・バートンが最近朕の面前の朕の裁判所においてチャールズから取り戻した200ポンドの金銭債権と、朕の当該裁判所において当該ウィリアム・バートンに対して裁定された、同債務の不法留置により生じてウィリアムが被った50ポンドの損害賠償と、ウィリアムが自らのために起こした訴訟に費やされた訴訟費用および負担額とを、チャールズ・ロングをして当該ウィリアム・バートンに弁済させるためである：また汝は上述の時および所にこの令状を提出せよ。ウェストミンスターにおいて騎士サー・トマス・デニソンを証人として、朕の治世第29年6月19日。

[3-xxvii] 【シェリフの復命：勾引済】本官に宛てて命ぜられた本令状により、本官は本文中に記名のチャールズ・ロングの身柄を逮捕したり；本官は本文にて本官に命じられたるままに、本文中に記載の日にウェストミンスターにおける主君たる国王の面前にこれを提出する用意あり。

動産執行令状： 次の種類が被告の動産 (*goods and chattels*) に対する判決執行であり；動産執行令状 (*fieri facias*) と呼ばれる。この呼称は、シェリフが被告の動産から価額ないし金銭債権を取り戻させるようにすべき旨を、同令状中で動産から執行せしめよ (*quod fieri faciat de*

bonis) と命ずるところに由来する。……シェリフは、前出した弁済のための勾引令状もしくはこの動産執行令状を執行するために外扉を壊して進入することはできず：平穩に立入りをなさねばならない；しかし立ち入った後は、動産を差し押さえるために被告に帰属する内扉を壊して入ることができる。シェリフはさらに、判決内容および訴訟費用を弁済させるのに十分だけを徴収できるまで、被告の動産を（および不動産の動産である定期不動産権をも）売却することができる [3417]

【動産執行令状 (writ of fieri facias)】……云々、ジョージ二世が、オクスフォードシャーのシェリフに挨拶する。朕は汝に次のことを命ずる。汝は、最近までバーフォードに所在のジェントルマンたるチャールズ・ロングの、汝の管轄区内の動産 (goods and chattels) から、以下を執行せよ。すなわち、当該チャールズ・ロングが訴訟記録から朕に明らかなおりに取訴判決を受けたところの、ウィリアム・バートンがウェストミンスターにおける朕の面前の朕の裁判所においてチャールズから取り戻した200ポンドの金銭債権と、朕の当該裁判所において当該ウィリアムに対して裁定された、同債務の不法留置により生じてウィリアムが被った50ポンドの損害賠償と、ウィリアムが自らのために起こした訴訟に費やされた訴訟費用および負担額とをである：しかして同金銭を、当該ウィリアムの上述の金銭債権および損害賠償を彼に返還するために、三位一体の祝日から3週間以内にその時朕がイングランドのどこに居ようとも、朕の面前に提出せよ；また汝は上述の時および所にこの令状を提出せよ。ウェストミンスターにおいて騎士サー・トマス・デニソンを証人として、朕の治世第29年6月19日。

【シェリフの復命：執行済 (fieri feci)】本官に宛てて命ぜられた本令状により、本官は本文中に記載のチャールズ・ロングの動産から、250ポンドを執行せり；本官は本文にて本官に命じられたるままに、本文中に記載の日にウェストミンスターにおける主君たる国王の面前にこれを提出する用意あり。

(試訳終わり)

終わりに

以上の、『釈義』第3巻附録の試訳とその説明文に当たる同本文の試訳とが、比較的幅広い読者にとってイングランド法（史）を知るためにどれほど役立つかは、その試訳者かつ紹介者である私の手際にかかるところが大きであろう。しかしいづれにしても、冒頭に一言したごとく、『釈義』を著述するブラックストンの工夫もしくは意図が、基本的には初学者向けに実体法全体の見取図を描きつつ、手続論・技術論を附録の資料で補おうとするところに置かれたことだけは了解されるのではあるまいか。かつての法学教育の本流・本体であった手続論・技術論を最小限に抑えて附録に回し、反対に実体法論を主眼にした法全体の体系的叙述に従来の誰よりも力点を置く。これが、その成果に対する評価はともあれ、ブラックストンによる法学史上の画期的な試みの一つだった。しかも、かなり多くの本文中の例示と、それに対応する資料との間で、州名・当事者名などを合致させ、読者が双方を照応して読みやすい配慮までもがなされている（この点は私自身が本稿を作成する過程で初めて気づいた）。近年の代表的なイギリス法史の概説書である J. H. Baker, *An Introduction to English Legal History* (4th ed., 2002) が同様に、巻末の附録として各種の令状や訴訟手続記録の見本を付していることから、ブラックストンによる約250年前の試みがそれなりの成果を上げ、現在にも影響を与えていることがわかる。

なお本稿は、紙数の制約もあって、他の文献などに関する注書きをしなかった。また例えば大アサイズの構成方法や人数などに関し、『釈義』本文の概説にも資料にも疑問がある点がいくつかあるが、これも本稿は一切注記しなかった。読者にはご了解とご海容を願う次第である。

本稿は、JSPS 科研費 (16K03252) の助成を受けたものである。